

令和3年12月21日

安曇野市教育委員会

令和3年12月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 12 月 21 日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)中村 正勝

タイトル	安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の廃止及び安曇野市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定
決定を要する事項の内容	要綱の廃止及び新規制定
要旨	安曇野市コミュニティスクール事業の国型コミュニティ・スクールの移行に係る要綱の廃止及び新規制定に係るもの（資料 1）
説明	<p>1. 廃止理由 （安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱）（資料 2） 国型コミュニティ・スクールへの移行にともない、本要綱に規定する地域教育協議会が「地教行法」に基づく学校運営協議会となるため、令和 3 年 9 月に規則を制定した。（資料 4） また、それ以外の事項についても、事務手続きを定める別の「要綱」・「要領」として各々制定を行うため、本要綱が不要となるため。（資料 1 参照）</p> <p>2. 制定理由 （地域学校協働活動推進員設置要綱）（資料 3） 上記理由により、安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱から分離して制定をする。 本要綱は現在の法的根拠がない地域コーディネーターを社会教育法第 9 条の 7 第 1 項に基づく地域学校協働活動推進員として定める。 なお、地域学校協働活動推進員については、「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引（文科省総合教育政策局地域学習推進課平成 30 年 11 月発行）に基づき、通称名の使用が可能であるため、通称「地域コーディネーター」として規定する。</p>

「要綱」と「要領」の取り扱い

要綱	事務手続きの基準	告示	その事項について広く一般市民に周知が必要なもの (不特定多数への補助金、公募等)	要 教育委員会審議を要す 総務課等の関係課合議が必要 (例規集掲載)※法的拘束力なし
		訓令	内部事務について、指揮監督のための命令として発せられるもの (全部署が関わる事務規定、表彰規定など)	
要領	事務手続きの基準	—	内部事務について、単に明文化したもの(特定団体への補助金、課内事務等)	教育長専決、例規集掲載なし、※法的拘束力なし

安曇野市コミュニテースクール事業 (ACS) 実施要綱の廃止に伴い新規に整備する例規について

旧	旧要綱内の規定事項		新	説明	根拠法令	
ACS実施要綱		→	廃止	要綱内の事項について、以下の規則、要綱、要領によって定義するため		教育委員会審議
	実行委員会	→	廃止	学校運営協議会、地域学校協働本部に分かれるため		
	地域教育協議会	→	学校運営協議会設置規則(R3. 9月制定)	学校運営協議会について規定する	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	
	地域コーディネーター	→	地域学校協働活動推進員設置要綱	地域学校協働活動推進員について規定する	社会教育法第9条の7第1項 文科省手引きの参考例による	
調整中	中学校部活動運営委員会	→	中学校部活動運営委員会設置要領(仮)	中学校部活動運営委員会について規定する	市独自例規	教育長専決
			学校運営協議会活動支援交付金交付要領(仮)	学校運営協議会及び協働活動に必要なもの、費用弁償用の交付金(学校裁量予算的な位置づけ)	市独自例規	
			ACS事業運営要領(仮)	予算執行のための事務分掌	市独自例規	

○安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱

平成21年2月25日教育委員会告示第3号

改正

平成21年10月27日教委告示第18号

平成25年5月1日教委告示第3号

平成26年3月14日教委告示第1号

平成29年3月30日教委告示第4号

令和2年2月26日教委告示第6号

安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）と地域との連携体制の構築により地域全体で学校教育を支援する安曇野市コミュニティスクール事業（以下「コミュニティスクール」という。）を推進するため、その所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 コミュニティスクールは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学習支援活動に関する事。
- (2) 総合的な学習、読書活動に関する事。
- (3) 児童及び生徒の登下校の安全確保に関する事。
- (4) 学校内の環境整備に関する事。
- (5) 学校における課外活動及び部活動の支援に関する事。
- (6) 不登校児童生徒、障がいのある児童生徒、外国人児童生徒等の支援に関する事。
- (7) 事業の評価、学校への普及啓発に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援に関する事。

(組織)

第3条 コミュニティスクールは、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 実行委員会
- (2) 地域教育協議会
- (3) 中学校部活動運営委員会
- (4) 地域コーディネーター
- (5) 学校支援ボランティア（以下「学校応援隊」という。）

(実行委員会)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) コミュニティスクールの企画及び推進に関すること。
- (2) コミュニティスクールの事業評価に関すること。
- (3) 地域コーディネーターの養成に関すること。
- (4) 学校応援隊の養成に関すること。

2 実行委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 各地域代表者
- (3) P T A代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者
(地域教育協議会)

第5条 地域教育協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学校運営の理解及び参画に関すること。
- (2) 学校支援に関すること。
- (3) 学校関係者評価（学校の運営状況等について地域教育協議会が行う評価をいう。）及び学校自己評価に関すること。
- (4) 小中学校の連携に関すること。
- (5) 学校安全に関すること。
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

2 地域教育協議会は、地域ごとに委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 区長代表者
- (3) 地域コーディネーター
- (4) P T A代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者
(中学校部活動運営委員会)

第6条 中学校部活動運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域、保護者及び学校との連携に関すること。
- (2) 部活動の抱える課題解決に関すること。
- (3) 部活動の指導者発掘等に関すること。
- (4) その他運営委員会の目的の達成に関すること。

2 中学校部活動運営委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) P T A代表者

- (3) 地域指導者（外部指導者）
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者
（地域コーディネーター）

第7条 地域コーディネーターは、学校との調整を行い、学校を支援及び協力する学校応援隊との連絡調整を行う。

2 地域コーディネーターは、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第8条 第4条から前条までに規定する委員又は地域コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第9条 実行委員会、地域教育協議会及び中学校部活動運営委員会（以下「委員会等」という。）にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 委員会等の会議は、会長が招集し、議長となる。

（庶務）

第11条 コミュニティスクールに関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（安曇野市学校評議員運営要綱の廃止）

2 安曇野市学校評議員運営要綱（平成17年安曇野市教育委員会告示第7号）は、廃止する。

（地域教育協議会委員の人数の特例）

3 平成23年3月31日までの間、地域教育協議会の委員の人数は、第5条第2項の規定にかかわらず20人とする。

附 則（平成21年10月27日教委告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月1日教委告示第3号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日教委告示第1号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教委告示第4号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日教委告示第6号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○安曇野市地域学校協働活動推進員設置要綱

令和 年 月 日教育委員会告示 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項に基づき安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「地域コーディネーター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域コーディネーターは、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民、保護者、自治会、企業等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、安曇野市立の各小中学校区（以下「学校区」という。）に地域コーディネーターを置くことができる。

(定数)

第4条 地域コーディネーターの数は、地域の実情を考慮のうえ、複数名を置くことができる。ただし、同一の地域コーディネーターが複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 地域コーディネーターの委嘱は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者のうちから教育委員会がこれを行う。

- (1) 当該学校区の学校長又は地域公民館長の推薦による者
- (2) 安曇野市社会福祉協議会に所属する者であってボランティア業務に携わる者
- (3) その他、教育長が適当と認める者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 地域コーディネーターの委嘱機関は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、地域コーディネーターが次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

- (2) その他地域コーディネーターとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

(活動内容)

第7条 地域コーディネーターの活動内容は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他地域コーディネーターの設置の目的を達成するために必要な活動

(地域コーディネーター連絡会)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて地域コーディネーター連絡会を開催することができる。

- (1) 地域コーディネーターの行う活動、教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 地域コーディネーターは、教育委員会又は学校長の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、地域コーディネーターの任期終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 地域コーディネーターの庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域コーディネーターに関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

安曇野市教育委員会規則第 5 号

安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に定める学校（以下「対象学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議を行い、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等による学校の運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善並びに生徒及び児童の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、対象学校に協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合又は教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、学校教育目標及び学校経営計画に関するものについて、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校の運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第 5 条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の学校教育目標及び学校経営計画に基づく職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関するもの及び分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定等に関するものを除く。）に関して、任命権者に意見を述べるることができる。この場合において、県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）に係る事項については、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により任命権者又は教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第 6 条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第 7 条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進される

よう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長から意見を聴取し、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の通学区域の住民

(2) 対象学校の生徒又は児童の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 校長

(5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有し、報酬は別に定める。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項に規定する決議について、特別の利害関係を有する委員は、当該議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会長は、会議録を作成し、これを教育委員会に報告するとともに、保管しなければならない。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。

- (1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項
 - (2) 協議会が公開しないことが必要と認める事項
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うよう努めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第9条に反した場合
 - (3) 心身の不調のため職務を遂行することができないと認められる場合
 - (4) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

参 考

社会教育法抜粋

□法第5条第2項

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

（一～十二号省略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

（十六～十九号省略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

□第9条の7第1項

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

議案第2号	教育部 学校教育課
令和3年12月21日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱の制定について
決定を要する事項の内容	学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱を制定すること
要旨	学校給食費会計を令和4年度から公会計化するに伴い学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱を制定すること 学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱(案)は別紙のとおり
説明	<p>1 制定理由 学校給食費会計を令和4年度から公会計化するに伴い、学校給食用食材の基準に適合した食材を納入できる業者の登録を行うため</p> <p>2 安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱(案) 資料1</p> <p>第1条(趣旨) 第2条(登録の基準) 第3条(登録の申請) 第4条(登録の決定) 第5条(登録の期間) 第6条(登録の変更) 第7条(登録の取消し) 第8条(委任)</p>

安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市立学校の学校給食用食材（以下「給食用食材」という。）を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 納入業者として登録できる者は、次のいずれの基準も満たす者とする。

- (1) 給食用食材の安全、質、価格、規格等について、学校給食の趣旨を理解し、仕入れ、製造及び加工能力が相当で、かつ、指定する日時までに納入できること。
- (2) 給食用食材の取扱いについて、衛生上特に留意するとともに、製造加工業にあつては、材料倉庫、製品置き場、冷蔵設備、包装輸送その他衛生上の必要な施設を完備し、適切な管理がされており、食品に関する法令等が遵守されていること。
- (3) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (4) 事業経歴及び経営状態が良好であり、納税義務が履行されていること。

(登録の申請)

第3条 納入業者として登録を受けようとする者は、学校給食用食材納入業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は食品衛生に関する条例（昭和25年長野県条例第55号）に基づく営業許可証の写し（営業許可を受ける必要のない者を除く。）
- (2) 登録を受けようとする者が所在する市町村が発行する申請日における直近の納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(登録の決定)

第4条 教育委員会は、第3の規定による登録の申請があつたときは、申請書類の内容を審査し、適当と認める者を学校給食用食材納入業者登録名簿（様式第2号）に登録するとともに、登録をする者に対し、学校給食用食材納入業者登録決定通知書（様式第3号）により通知する。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、2年以内とする。

(登録の変更)

第6条 第4の登録をされた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたとき、又は営業を休止し、若しくは廃止するときは、学校給食用食材納入業者登録事項変更・休止・廃止届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録者が第2に規定する基準を満たさないとき、その他登録者として不適当と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 給食用食材の納入業者の登録のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

学校給食用食材納入業者登録申請書

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

次のとおり安曇野市学校給食用食材納入業者の登録を申請します。

- 1 営業区分 本社・本店・支店・出張所・その他（ ）
- 2 営業開始年月日 _____年 月 日
- 3 組織及び資本金 株式・有限・合名・合資・組合・個人・その他（ ）
資本金 _____円
- 4 給食用食材の
納入実績の有無 有 ・ 無
有の場合 経験年数（ ）年（ ）ヶ月
- 5 事業の規模 従業員数 _____人
- (1) 輸送方法 貨物車（大型車・普通車・軽自動車）・冷蔵車・冷凍車
その他（自家用車・委託・その他の車）・冷蔵車・冷凍車
- (2) 店舗及び倉庫 店舗（有・無） 倉庫（有・無）
- (3) 施設 冷蔵庫（有・無） 冷凍車（有・無）
その他（ ）
- 6 主たる取引先 納入先（名称） _____
購入（仕入）先（名称） _____

7 主たる納入食材名及び生産地

品 名	生産地	品 名	生産地

※ 生産地は、次の中から該当する番号を記入してください。

【 1：市内 2：中信管内 3：県内 4：国内 5：国外 】

8 添付書類

- (1) 食品営業許可証の写し（食品営業許可外施設を除く。）
- (2) 所在する市町村が発行する申請日における直近の納税証明書

様式第2号（第4関係）

学校給食用食材納入業者登録名簿

番号	商号又は名称	代表者職氏名	住 所	電話番号	納入品目	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

第 号
令和 年 月 日

様

安曇野市教育委員会

学校給食用食材納入業者登録決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった学校給食用食材納入業者の登録について、安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱に基づき審査した結果、給食用食材納入業者として登録することを決定します。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
登 録 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

学校給食用食材納入業者登録事項変更・休止・廃止届

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

学校給食用食材納入業者の登録事項について、次のとおり変更・休止・廃止がありましたので、届け出ます。

1 登録の変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 登録の休止又は廃止

(理由)

--

議案第 3 号	教育部 各課
令和 3 年 12 月 21 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	
要旨	
<p><u>議案第 3 号</u>の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、<u>非公開</u>といたします。</p>	

教育部 学校教育課 共催・後援台帳(令和3年度12月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	H31	H30	所管課意見
12	R3.12.9	学校教育	不登校を考える安曇野の集い	ひらく～あづみの不登校を考える親の会～ 山本 愛	ひらく～あづみの不登校を考える親の会～	後援	不登校は誰でも起こりうることである。事前に情報を得ておくことや、社会(学校)が受け入れることができるように共有したいため。	12月9日	令和4年2月26日(土)				月 日	安曇野市碌山公園研成ホール	不登校・登校拒否・行きしぶりといった状況になった時、子や親はどうしたらよいのか？悩みを相談しながら孤立せず、つながりを保てる環境をつくりたい。それらの実情を市民の皆さんに知っていただき考える機会にしたい。	①講演会： ・不登校経験者や引きこもりの支援をされている当事者 ・3組の当事者保護者の現状報告 ②子ども交流会： ・会場外に子どもの遊び場・居場所・情報ブース設置	—	—	—	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和3年度12月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
51	11月16日	文化	遷宮祈念特別展「神宝奉納美術展」	穂高神社	穂高 光雄	穂高神社	後援 パンフレット等の掲出の協力。広く市民に周知するため。	11月13日	令和4年4月1日(金)～5月31日(火)				月 日	穂高神社資料館御船会館	穂高神社並びに安曇野に興味や関心を持ってもらうため	神社神宝、奉納された美術品の展示 入場料:300円	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可
52	11月24日	文化	令和3・4年度市町村立美術館活性化事業 第22回共同巡回展 安曇野市豊科近代美術館開館30周年記念 土門拳記念館コレクション展 土門拳—肉眼を超えたレンズ—	公益財団法人安曇野文化財団	理事長 長崎 大幸	公益財団法人安曇野文化財団 第22回共同巡回展実行委員会	共催 市民の芸術文化に大きく寄与するとともに、全国に安曇野市を広く知らしめる事業であり、このためには市と一体となった開催が不可欠であるため。	11月16日	令和4年5月29日(日)～7月10日(日)				月 日	安曇野市豊科近代美術館・豊科交流学習センターきぼう多目的交流ホール	写真やカメラがより身近になった全世代に向け、当館の地域性を生かした特別展示として『彫刻家・碌山』シリーズも併せて紹介し、地域づじゅつ文化に寄与するものです。	安曇野市豊科近代美術館の開館30周年記念として土門拳展を開催します。日本の写真界に大きな足跡を残した土門拳の代表作『古寺巡礼』や『風貌』、『筑豊のこどもたち』など約130点を展示します。 個人:一般800円、大学生600円 団体:一般700円、大学生500円 ※高校生以下、障害者手帳保有者及び介助者1名は無料	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可
53	12月7日	文化	第25回松響ストリングススプリングコンサート	松響ストリングス	寺島洋行	松響ストリングス	後援 安曇野市の施設へ、公演案内のチラシ・ポスター等で周知するため	12月7日	令和4年4月3日(日)午後2開演				月 日	松本市音楽文化ホールメインホール	安曇野市をはじめ近隣市町村に在住の市民に向けて、クラシックの小規模なコンサートを提供すること。	松本交響楽団弦楽器奏者主催のクラシックコンサート 入場料:1,000円(一般)／高校生以下無料	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可
54	12月13日	文化	歴史講座「古代信州の信仰」第3回「穂高神社と安曇族」	公益財団法人八十二文化財団	常務理事 岩瀬 元英	公益財団法人八十二文化財団	後援 チラシ等情宣物に安曇野市養育委員会の名前を使用するため。	12月10日	令和4年4月14日(木)午後1時30分～午後3時00分				月 日	安曇野市 研成ホール	「暮らしにうるおいを」をテーマに、心豊かで潤いのある生活づくりに役立つたいとの基礎理念のもと、県内各地で生涯学習の場を提供している。	令和4年に開催される諏訪御柱、善光寺御開帳、穂高神社式年遷宮の大祭に合わせ、歴史講座「古代信州の信仰」を3回にわたり実施する。当該事業は、3回目として実施する。 入場料:会員500円、一般1,000円	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可

報告第1号	教育部 学校教育課
令和3年12月21日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)清澤 栄三

タイトル	令和3年度 安曇野市中学生議会の実施結果について
報告を要する事項の内容	
要旨	教育部学校教育課の所管6年目の中学生議会の開催概要等について報告するもの
説明	<p>1 目的</p> <p>人口減少、少子高齢化など社会状況の変化や地方分権の進展、また市民の生活やニーズも多様化してきており、市民も行政も役割分担を明確にしながら、それぞれの責任を果たすまちづくりが求められている。一方、選挙年齢が満18歳まで引き下げられたことに伴い、小中学生に対しても、政治への関心を高め、主権者としての自覚を促すことが必要になっている。このことから、市では中学生の目線により「自分たちに何かできることはないか」という問いのもと、斬新な発想やアイデアを今後の協働のまちづくり推進に活かすとともに、中学生が主権者の立場で政治への関心を高められるようにするため、中学生議会を開催した。</p> <p>【本年度の改善変更点等要旨】</p> <p>(1)あらかじめ各部局から市の課題について1～2課題の提出を依頼し、各校で担当する課題を決めて学習に入った。</p> <p>(2)一校3名選出(計21名)で、一校同一課題。</p> <p>(3)各学校の2学年生徒全員を対象に「<u>市政講座</u>」を開催し、一人ひとりが課題解決のアイデアを考え、代表である中学生議員が、その考えを参考に、提言型質問としてまとめた。</p> <p>(4)課題にかかわる市民の事情との出会いや体験など、より現実味や実感を伴う提案型質問にするための学習活動を重視したが、コロナウイルス感染防止のため、かなりの制約があった。</p> <p>(5)終了後から3学期にかけて報告会を各校で開催予定。</p> <p>2 当日までの学習会等の実施</p> <p>(1)市政講座各校1回(4月～6月)</p> <p>(2)各校での中学生議員の学習会3～4回(夏期休業中中心7～9月)</p> <p>(3)議会リハーサル(議場)11月3日(水:文化の日) 9:00～11:30</p> <p>3 中学生議会</p> <p>(1)日 時: 11月13日(土)13:00～16:30 本庁議場他</p> <p>(2)参加者: 生徒(7校×3名 計21名) 市長、副市長、教育長、関係部長、議会事務局</p> <p>(3)当日の傍聴: 総数62名</p> <p>(4)内容 資料1、資料2 参照 ホームページに掲載済</p>

令和3年度 安曇野市中学生議会 質問及び答弁の記録

安曇野市教育委員会 学校教育課

【本年度の中学生議会について】

11月13日(土)午後に、令和3年度安曇野市中学生議会が、市庁舎市議会議場で開催されました。各中学校3名の中学生議員、計21名から、安曇野市の課題について中学校ごと14の提言型質問が発表され、それに対して市長はじめ関係部局からの答弁が行われました。本年度は、前半コロナウイルス感染防止が強化され、思うように集まっての学習もままなりませんでしたが、校内や個人で各中学校2学年全員の市政講座での学習記録やアンケートを生かして、中学生議員が提言型質問を練り上げました。堂々と質問を発表する中学生議員の姿からは、主権者として安曇野市の将来を支えていこうとする意気込みや、政治を身近なものとしてとらえ、今後も市政に積極的に参加していこうという思いが感じられました。このような中学生の主権者教育をお支えいただいた、各中学校の校長先生はじめ担当の先生方、保護者の皆様、市の関係の皆様に感謝を申し上げ、共に安曇野市の明るい未来を見定めてまいりたいと思います。

【質問順・質問の概要】

	学校名	提言型質問概要	担当部局
1	穂高西中	未成年者の消費者トラブルが増加。未成年者が消費者トラブルにあわないための取組の工夫	市民生活部 地域づくり課 教育部 学校教育課
2	豊科南中	水路・農道・ため池など農業に必要な共用設備の維持管理のために、地域の共同作業（交付金あり）に農業者のみならず地域住民が関わるための工夫	農林部 耕地林務課 教育部 学校教育課
3	穂高東中	高齢者がいきいきと活躍できるよう、中学生等との異世代交流などの地域づくりの工夫	保健医療部 介護保険課 教育部 学校教育課
4	三郷中	どのような制度や工夫があれば子どもの貧困問題が少しでも解消されるのかその工夫	福祉部 福祉課 教育部 学校教育課
5	明科中	自転車、歩行者が安全に通れる道路について、また安全な道路の在り方についての工夫	都市建設部 建設課
6	堀金中	人口減少に伴う水道の料金収入を補う水道水の活用の工夫	上下水道部 上水道課
7	豊科北中	ネット社会を安心して生きていくための市の取り組みの工夫	教育部 学校教育課

【質問及び答弁の記録】

開会：議会事務局長

「ご起立をお願いいたします」「礼」「ご着席ください」

(13:00 開始)

◆議長（M・Yさん）

ただ今から、令和3年度「中学生議会」を開会いたします。

私は、本日の議長を務めます、豊科北中学校2年、M・Yです。よろしくお願いいたします。

また、本日の議会は、報道関係者の議場内での撮影を許可させていただいております。よろしくご理解をお願いいたします。

今年度は、中体連新人戦の関係で、急遽代理での参加もあります。円滑に議事が行われますよう、ご協力をお願いいたします。

開議(かいぎ)に先立ちまして、太田 寛市長、ごあいさつをお願いいたします。

■市長あいさつ

中学生議員の皆さん、こんにちは。安曇野市長の太田寛でございます。

本日は、この中学生議会にご参加をいただきましてありがとうございます。

この安曇野市中学生議会は、平成25年度に始まり、本年で9年目を迎えました。昨年度は、新型コロナの感染拡大によりまして、中学生議会は開催されず、中学生議員と市との間で、提言書と答弁書の交換をする「まとめの会」を行いました。

本年度は、市内7校から3人ずつ選抜された21名の議員の皆さんが、安曇野市の課題について学ぶ市政講座をきっかけに2~3回程度の学習会を経て、それぞれが学んでこられました。

コロナ禍の中にあって、思うように校外の人達と会うこともできず、自分たちだけで資料を調べ、苦勞しながら提言を作成され、本日に至っているとお聞きしました。

一回目の学習会では、各校の2学年の皆さん全員で市政全般についての学習をしたり、教育委員会担当者から話を聞いたりするなど、自分の目指す安曇野市のイメージを膨らませ、実現するために必要なこと、そのために自分ができることを考えていただきました。

二回目と三回目の学習会では、グループごとに、市の職員から、より具体的な市の取り組みについて説明を受け、提言内容を検討していただきました。

本日は、安曇野市民の一人として、そして主権者の立場で、今まで考えてこられた課題解決につながる提言を発表していただきます。私も、皆さまからの提案を直接伺えることを大変楽しみにしておりました。

さらに今後においても、中学生議会をきっかけとして、学校の仲間とこれからの安曇野市のことを、大いに語っていただきたいと願っています。安曇野市民であることに誇りと責任を持って、さらに素晴らしい安曇野へと育てていただきたいと思います。皆さんの今後の活躍を、大いに期待しております。

それでは、これから議員の皆さんの質問にお答えしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◆議長（M・Yさん）

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

本日の中学生議会の質問は、7つの中学校を、前半と後半の二つに分けて行います。

前半を、穂高西中学校、豊科南中学校、穂高東中学校の3つ。休憩をはさんで後半に、三郷中学校、明科中学校、堀金中学校、豊科北中学校からの4つを扱います。

1

【穂高西中学校】

「未成年者の消費者トラブルが増加。未成年者が消費者トラブルにあわないための取組の工夫」

【中学生議会】穂高西中学校の提言概略

質問区分	中学生議会	議員名	穂高西中学校
発言順(通し番号)	NO: 1	所管課・室名	地域づくり課・学校教育課
具体的な提言	① トラブルの実話をもとに、専門家の話を聞いたり、実際にスマートフォンを活用したりした講演会学習会の実施。		
	② チラシの配布の目的を明確にし、イラストなどを書き加え見やすくし、年齢別に対象者を限定することで消費者意識を効果的に喚起する。		

A1◆議長 (M・Yさん)

それではまず、穂高西中学校からお願いします。

穂高西中学校からの質問は、「未成年者の消費者トラブルが増加。未成年者が消費者トラブルにあわないための取組の工夫」についてです。最初に、H・M議員お願いします。

●議員 I (H・Mさん)

私は、穂高西中学校二年、H・Mです。

私たち、穂高西中学校のグループは消費者トラブルについて学習をしました。そこで、学んだことをもとに、未成年者の消費者トラブルを減らしていく方策についての提案をさせていただきます。

私たちは、消費者トラブルについて学習し、ゲームアプリの課金やフリマアプリの商品の購入の際に消費者相談センターにも相談できず、トラブルに悩んでいる10代の消費者がいることを知りました。確かに消費者トラブルは見えにくい所で起きていて、10代にも大人にも関心があまり無いと思います。実際に友達に、消費者トラブルについて聞いたところ、「ほとんど知らない」「関心が無い」と言っていました。10代の消費者の中には「自分は大丈夫」、「自分は被害に合わない」と思いながら、消費者トラブルにあってしまうことがほとんどです。そして、どうしたらいいかわからず、消費者センターなどにも相談できずに、一人で悩んでしまう事が多いようです。

私は、そのような被害が出ないように、安曇野市から消費者トラブルが減っていくようにしたいと思っています。市の課題でもある、若者の消費者トラブルをなくしていくことは、これから発展しようとしている安曇野市にとって、とても重要なことだと思いました。このまま何もしないでいると、いつしか手に負えない状況になってしまうかもしれません。そのためにもまず、若い10代の消費者が正しい知識を知り、消費者トラブルに巻き込まれないようにしてもらいたいと思っています。

このような被害がでてしまう原因として挙げられるのが、「消費者トラブルに関心が無い」、「危険性を知らない」ということが挙げられると思います。このようなことを解決するためには、一人ひとりの消費者トラブルへの意識を高めることが重要になります。そのために私達からは、2つの提案をさせていただきたいと思います。具体的な提案については、N・A議員がいたします。

A2◆議長（M・Yさん）

続いて、N・A議員お願いします。

●議員Ⅱ（N・Aさん）

私は、穂高西中学校二年、N・Aです。

私からは二つの提案をさせていただき、その実施について市のお考えをお聞きしたいと思います。

一つ目は、講演会や学習会を行うことです。今、スマートフォンやパソコン等を持っている人がたくさんいます。特に小中学生は、ほとんどの人が持っていて、消費者トラブルにあってしまう可能性がとても高いです。そのために市にお願いしたいことは、今後、市民がトラブルなどにあわないために専門家にお話をさせていただく機会を作ってもらいたいと思います。話の内容は、「日頃どういう対策をとったらよいか」「実際にあった消費者トラブル」などと、詳しくお話してもらいたいと思います。お話をしてもらうことで、誰もが多様なトラブルにあってしまう危険性があることを知り、詐欺にあわないように自分自身で心がけていくと思います。実際に私も、消費者トラブルについて学校でお話を聞いた時、このようなことを市で取り入れてほしいと思いました。実際にスマートフォンを扱いながら、実習を行うことも効果的だと思います。

二つ目は、チラシ配布です。この提案は、消費者トラブルを防ぐためにも必要な取り組みだと考えました。消費者トラブルにあわないためにどのようなことが大切かを一人ひとりに伝えることが自分で自分を守り、安心した暮らしへと繋がっていくと思います。さらに、チラシの配布の目的を明確にし、チラシにイラストなどを書き加えたり見やすくしたり年齢別に対象者を限定することで、子ども達の興味をひきよせ、より多くの人たちに見てもらえると思います。

安曇野市では、少なからず消費者トラブルが起っています。トラブルは、だれもがいつでも出会ってしまう可能性がありますが、まだ全員が、消費者トラブルの怖さを知っているわけではないと思います。消費者トラブルについて少しでも、自分のこととして受け止めてもらえるよう、提案した二つのことの実施をお願いします。

これらの案について、市のお考えをお聞き致します。

A3◆議長（M・Yさん）

市長、答弁をお願いします。

■市長

未成年者が消費者トラブルにあわないための取組みについて、ご提言をいただきました。

スマートフォンやタブレット端末が普及し、誰もが気軽にインターネットを利用できるようになったことで、未成年者が消費者トラブルに巻き込まれる事例が増えております。

市では、市民相談室内に消費生活センターを設置しておりまして、専門的な知識を持った相談員が相談に応じ、被害に遭わないための啓発などを行っております。

令和元年度は12件、令和2年度は10件、未成年者の消費者トラブルの相談が寄せられてお

ります。

ご自身や周りの方々が消費者トラブルに巻き込まれた場合はもちろんのこと、消費生活に関する疑問などありましたら、お気軽にセンターをご利用下さい。

また、こういった行政機関の持つ情報と学校における教育を有機的に連携させていくことも今後大切な「消費者教育」になっていくと考えております。関係する部局が連携をしながら、学校教育とも相まってより効果的な消費者教育が実現するよう今後も研究を重ねていきたいと思っています。

A4◆議長（M・Yさん）

市民生活部長、答弁をお願いします。

□市民生活部長

まず、安曇野市消費生活センターに寄せられた相談から、未成年者がかかわる消費者トラブルについて紹介いたします。

寄せられた相談の9割以上が、「オンラインゲームに関するもの」「フリマアプリ・インターネット通販に関するもの」「出会い系サイト・アダルトサイトに関するもの」でした。

「中学生が、保護者の名前や生年月日、クレジットカードを勝手に利用し、高額なゲームアイテムを購入してしまった。」という相談もありました。

一つ目の講演会や学習会を行うというご提案ですが、議員がおっしゃるように、消費者トラブルについて知ることは、とても大事なことです。安曇野市には、市民を対象に、職員が出向いて講座や学習会を行う「出前講座」の制度があります。

防災・防犯・交通安全等、様々なメニューがありますが、その中に、「消費者講座」というものがあり、実際にあった事例をもとに、トラブルに巻き込まれないための対策について学習することができます。

学校や地域の皆様から依頼をいただければ、消費生活センターの専門の相談員がいつでも出張いたしますので、是非、ご活用ください。

二つ目のチラシの配布等による啓発活動についてですが、市では例年、スマートフォンの利用法に関するイラストを用いた啓発パンフレットを、学校を通じて市内の中学3年生に配布し、消費者トラブル等の防止を呼び掛ける活動を行っています。

来年4月からは、成年年齢が引き下げられ、これまでは未成年者として扱われていた18歳、19歳も、「自分の判断と責任で契約を交わすことのできる大人」とみなされるようになります。このことにより、19歳以下の若い年代の消費者トラブルの増加が心配されるところであります。

市としましては、成年への準備段階にある中学生・高校生の皆さんに、被害の未然防止等について学んで頂くことが非常に重要であると考えています。中学生の皆さんの、「学習したい」「正しい知識を持ちたい」という発言を大変心強く思っております。

今後、さらに皆さんにわかりやすく伝わるよう努めてまいります。

A5◆議長（M・Yさん）

教育部長、答弁をお願いします。

□教育部長

皆さんからの提言から、「より現実的に消費者トラブルについて理解を深め、実生活につなげ生かしていける学習をもっとしたい」という思いの強さを感じました。

現在、中学校の場合、「消費者教育」に関わる学習は、「社会科」の公民的分野、「技術・家庭科」の家庭分野、法やきまりの意義を理解し、すすんでそれを遵守し、義務を果たしてより規律ある安定した社会の実現を目指そうとする「道徳」などで行われています。

中学校での教育課程はたて込んでいて、新たに別の機会に学習会や講演会を設けていくことはかなり厳しい状況です。しかし、先ほどの市民生活部長の答弁の中にありました「出前講座」や「消費者講座」などの人材や資料を効果的に各教科等の授業に組み入れていくことができれば、現実感をもって学習を進めることができるのではないかと考えます。

それには、各教科の授業を行っていく先生方に、まず市の「出前講座」や「消費者講座」について理解していただき、消費者教育でより実感の伴う授業づくりの可能性がどこにあるのかを掴んでいただくことが大事になってくるように思います。そのための周知活動や利用研修等について、学校現場の意見を聞きながら共に研究してまいりたいと思っております。

A6◆議長（M・Yさん）

答弁を受けて、これからの自分たちの願いや抱負を述べてもらいます。S・N議員。

●議員Ⅲ（S・Nさん）

私は、穂高西中学校2年、S・Nです。

ご丁寧な答弁ありがとうございました。私からは、答弁いただいたことへの御礼と「未成年者が消費者トラブルにあわないための取り組みの工夫」について、学習してきたことから、目指す安曇野市のまちづくりについて私たちの考えをのべさせていただきます。

私たちは、これからも消費者トラブルの危険性、市民がどのようなトラブルにあっているかということについて学習して行きたいと思えます。市としても引き続き市民がそういったことについて、学習できる機会を提供していただけたらと思っています。その際に、より多くの人にわかりやすく伝わるように工夫し、一人でも多くの方が消費者トラブルに、出会わないような企画及び運営をお願いしたいと思います。それとともに消費者トラブルを巡る問題だけでなく、他の課題解決に向けても市と市民の立場や心情が近づいていくような取り組みを大事にいただけたら嬉しいです。私たちも引き続きこの課題だけでなく他の課題にも関心を持ち続け、仲間と協力し合いながら消費者トラブルが少しでも減るように、これからも生活していきたいと思っています。

A7◆議長（M・Yさん）

ありがとうございました。

2

【豊科南中学校】

「水路・農道・ため池など農業に必要な共用設備の維持管理のために、地域の共同作業（交付金あり）に農業者のみならず地域住民が関わるための工夫」

【中学生議会 市長答弁様式1】豊科南中学校

質問区分	中学生議会	議員名	豊科南中学校議員
発言順(通し番号)	NO: 2	所管課・室名	耕地林務課・学校教育課
具体的な提言	① 『めえめえ児山羊大作戦』と名付けた、SNS を使って地域住民が参加するイベントを発信、動画コンテストを行うなど、農業と共に環境維持に共に取り組む“空気（雰囲気）”をつくっていく。		
	② 『授業で地域の方と農業体験をしてみよう』という、小中学生が地域の方とともに農作業に興味を持てる取り組みを、学校の授業や休日の地域活動で複数回行って、自ら育てた作物を自分たちの手で収穫・調理し、農と食とをトータルに関連付け、将来に向けての農業への期待感を得ていく。		

B1◆議長（M・Yさん）

続きまして、豊科南中学校お願いします。

豊科南中学校からの質問は、「水路・農道・ため池など農業に必要な共用設備の維持管理のために、地域の共同作業に農業者のみならず地域住民が関わるための工夫」についてです。最初に、W・N議員お願いします。

●議員I（W・Nさん）

私は、豊科南中学校二年、W・Nです。

私たち豊科南中学校では、少子高齢化などにより農業人口が近年30%にも減少し、農業の維持が難しくなりつつあることを学び、どのように改善したら良いか考えました。私達からは地域で支える持続可能な農業についてお尋ね致します。

私達は、今ある豊かな農業をこれから先も持続していき、美しく自然あふれる安曇野市であることを願っています。

しかし、現状は耕作放棄地が少しずつ増加し、さらに農業従事者の高齢化が進み次世代の農業離れが増えているように思います。

私の友人は、堰掃除に参加し、水路の堰ざらいとU字溝周りの草取りを行ったそうです。参加者は友人の他、高齢者3名だったようですが、300mほどに2時間ほどかけた作業に、高齢の女性たちはとても大変そうだったようです。また、私が初めて農作業を行った時、始める前は「難しそう」「時間かかりそう」などといったマイナス思考になっていました。しかし、実際に始めると楽しく「またやりたい」と思いました。このように地域活動への参加者が少ないこと、元々個人では行いづらい農業にマイナスなイメージがついてしまうことが課題だと思います。

そこで私は、同学年全員が個々に考えた課題解決案を参考にさせて頂きました。その中で、

「作物収穫時に達成感が得られる」「自分で育てた作物を自分で食べることで喜びを感じられる」などの隠れた農業の魅力を改めて知ることが出来ました。沢山の案を読み、農業の隠れた良い一面をアピールすれば少しでも農業に興味を持つのではないかと考えました。

耕作放棄地が増えれば、野生動物の縄張りになるなど、周囲に防災上の危険が及ぶ可能性も大いにあると思います。また、農業者が減るということは、お米や野菜などの作物が減少し、場合によっては食糧危機に直面してしまう可能性があるかもしれないということです。ですので、農業の魅力や必要性を多くの方々に知って頂きながら、課題を解決することが大切ではないかと思います。具体的な提案につきましては、Y・N議員が致します。

B2◆議長（M・Yさん）

続いて、Y・N議員お願いします。

●議員Ⅱ（Y・Nさん）

私は、豊科南中学校二年、Y・Nです。私からは、二つの提案をさせていただき、その実施について市のお考えをお聞きしたいと思います。

一つ目は、『めえめえ児山羊大作戦』と名付けた、SNS を使って地域住民が参加するイベントを発信し住民の参加を促していくものです。「めえめえ児山羊大作戦」とは、豊科出身の童謡作詞家：藤森秀夫先生の「めえめえ児山羊」をイメージキャラクター化して、SNS で地区の堰の現状や草刈りの状態、困りごとを発信し、その後、「草刈りにご協力を」「堰掃除にご協力を」などと呼びかけつつ、やり方や日時や場所などを載せて事前PR します。

作戦決行日には、参加住民の様子、整備された様子、山羊が環境整備にかかわっている様子などを撮影し、きれいになったその場所で、「めえめえ児山羊」を歌ったりダンスを踊ったりして動画をつくり、後日、“きれいになった場所”“おもしろい動画”をランキング化していくというものです。上位に入った動画は、『安曇野PR動画』にするなど、安曇野の集客やアピールにも使えると思います。何より、環境整備・美化の実質的な点もねらいながら、農業と共に環境維持に共に取り組む雰囲気をつくっていくことにつながると思います。その実現のために市にお願いしたいことは、安曇野市の専用 SNS を作っていただきたいということです。比較的低予算で実施できると思いますが、動画に不適切なものが映らないように注意することも必要だと思います。

二つ目は、『授業で地域の方と農業体験をしてみよう』という、地域の将来を担う私たち小中学生が地域の方とともに農作業に興味を持てるようにしていく取り組みです。学校の授業や休日の地域活動で複数回行って、自分たちで育てた作物を自分たちの手で収穫し、それを料理して食べることで、農と食とをトータルに関連付けた達成感を得ることができると考えたからです。そのために市にお願いしたいことは、田畑など協力していただける地域の方との調整や必要経費についてです。田畑を提供していただくとその土地の収穫による収入がなくなってしまうので、国の助成金のほかに、臨機応変に対応できる機動力のある補助金も必要になるかと思っています。

これらの市としての実施についてお考えを伺いたいと思います。

B3◆議長（M・Yさん）

市長、答弁をお願いします。

■市長

豊科南中学校のご質問にお答えします。

全国的に見られます農業者の高齢化と農業者の減少による農地の保全・維持。これは、安曇野市においても大きな課題となっております。

農地はお米や野菜を作るだけでなく、他にも大きな働きがあります。この多くの働きは「多面的機能」と呼ばれておりまして、洪水を防ぐ、地下水をつくる、土砂崩れを防ぐ、美しい景観をつくるなど、いろいろな機能を発揮しております。

そんな中、地域ぐるみで水路の清掃や畔草刈等、水路や農地の保全を行う活動に対して、国・県・市が支援する多面的機能支払交付金という制度があります。

市内には、この制度を行う組織として 57 組織が活動しており、その中には、農業者以外の地域住民の皆さんが参加し集落全体で、効率的に水路、農地といった農業資源を守っていただいている組織もございます。今後農業者の減少が進む中、一方では農地の保全を行うことによる先ほど申し上げました多面的機能の発揮が期待されております。農業者以外の地域の皆様にも活動に参加いただくことが求められております。ご提案いただきました『めえめえ児山羊大作戦』。大変面白いと思います。SNS による発信などを早速取入れ、農業者以外の皆様にも広く発信していきたいと考えております。

また、現在安曇野市では、農業を振興するため、第3次農業農村振興基本計画の策定をおこなっております。この計画を推進するには、農家・市民・行政その他がそれぞれが役割を意識し、多様な連携・協力により実現していくことが必要となっております。農と暮らしを充実する活動を積極的に進め、郷土愛を高め、安曇野市らしい田園風景を活かして持続させる好循環をつくりだすことで、次の世代に引継いでいきたいと考えております。

本日は、これからを担う若い皆様の柔軟な考えとして具体的な提言をいただいておりますので、詳細につきましては、農林部長より答弁をさせます。

また、安曇野市に暮らす子どもたちが、郷土の課題として、農業者の高齢化と農業者の減少の現実、そして地域ぐるみで水路の清掃や畔草刈等、水路や農地の保全を行う活動の必要性について、将来にわたって自分たちの課題として受け止めていくことは、市にとっても子どもたちにとっても重要なことと考えます。

社会の変化に対応し、郷土に対する学習も同様に現実に即した形で行われていくことも必要だと考えております。

B4◆議長（M・Yさん）

教育長、答弁をお願いします。

□教育長

私からは、農業と教育活動との関連について答弁をさせていただきます。

現在、安曇野市では、地域の方から指導や助言をいただきながら農業体験を行っている学校

は、小学校が8校、中学校が4校あり、秋には感謝を込めて交流会や収穫祭等が行われています。このことは、その学校の特色ある教育活動となり、伝統にもなっています。

中学生が、農業体験を通じて、自然の中で体を通して栽培や生命の大切さを学ぶと同時に、地域環境全体と農地の役割などについて学んだことを、中学校卒業後も課題意識として持ち続け、将来、地域農業や地域づくりの担い手となっていただくことは、安曇野市が未来にわたって発展していくために極めて大切なことです。皆さんがその意識を持っておられること、これは大変うれしいことでもありますし、今後とも提言をもとにした活動に積極的に取り組まれることを大いに期待しております。

また、今年から全小中学校が取り組んでいる「手作り弁当の日」は、食材探し一つとっても、農産物の生産地、生産者、価格、流通、エネルギー、環境、そして栄養、健康など多くの人や物、事と自分自身や家族をつないで考えることのできることも大事な食育の取り組みであると考えております。弁当作りを機会に「食」や「農業」について自ら考え判断し、行動できる力をいっそう高めていってほしい、とこんなふうに考えております。

B5◆議長（M・Yさん）

農林部長、答弁をお願いします。

□農林部長

皆さんご承知のとおり、SNSは多くの人の目に触れる媒体として、さまざまな情報発信に利用されております。

例えばスマートフォンで写真を撮って、短い文章をツイッターに投稿することなどは、スマートフォンさえあれば誰でも手軽に行えます。

多面的機能支払交付金事業は、現在57の組織がありますが、地元組織内で広報紙を発行して、組織内の情報共有することは、多くの組織で行われております。このような情報を広くSNS発信できれば、組織外の市民の皆さんにも事業の内容を広めることができる方法として有効ではないかと考えられます。

非農家の皆さんの興味を持てる活動やイベントに取り組んでいる組織も多数ありますので、これを機会に多くの市民の皆さんに活動に目を向けていただくよい機会となると思われま

す。

早速、多面的機能支払交付金事業のサイトを立ち上げ、当市の活動組織の皆さんに投稿していただけるような準備を進めてまいりたいと思います。

B6◆議長（M・Yさん）

教育部長、答弁をお願いします。

□教育部長

水田や畑を利用しての学校での栽培活動には長い歴史があります。ご指導いただいた農家の方との懇談や触れ合いの中で、栽培自体だけではなく農業の魅力や抱えている課題、地域の未来等についても学び考える良い機会となってきました。

現在学校で行われている農業体験を活用しながら、今日的な課題についても、学習がしやすいように安曇野市の現況や将来予想等についての学習資料を整備・見直しを行っていく必要があると受け止めています。また、このことは、農業分野だけでなく、市で推し進めている SDGS に関する学びにもつながっていきます。

学びの場としては、教科学習や、特別活動、総合的な学習の時間などが考えられますが、子どもたちが自分たちのこととして課題意識を持ち、解決のアイデアを練り、地域の方々の協力を得ながらフィールドに出て体験的に実践していくことも行われていますが、これらを共有し広めていきながら、将来、安曇野市において地域ぐるみで共存していくことへの土台が培われてくることを期待します。

安曇野市校長会や安曇野市教育会や先生方とも協議しながら、そういった学習が実現しやすい教育環境整備について今後も見定めていきたいと考えます。

B7◆議長（M・Yさん）

答弁を受けて、これからの自分たちの願いや抱負を述べてもらいます。T・A議員。

●議員Ⅲ（T・A君）

私は、豊科南中学校二年、T・Aです。

ご丁寧なご答弁をありがとうございました。私からは、ご答弁いただいたことへの御礼と「農業に農業者以外の人に関わるための工夫」について、学習してきたことから、目指す安曇野市のまちづくりについて私たちの考えを述べさせていただきます。

僕たちも、農業者以外の人に農業や環境問題についての興味を持ってもらえるか、これからも考えていきたいと思います。市としても、高齢化によって、農業に関する環境整備があまりできず環境が悪化し破壊されていく安曇野ではなく、若者や農業者以外の人たちが農業者と協力して未来に残る『緑』を絶やさず、共に育んでいける企画及び運営をお願いしたいと思います。

共に、農業を巡る課題だけではなく、ほかの課題に向けて共に活動しあう中で、自然と互いに理解しあえる機会が増え、さらに自然に理解し互いの立場を心情的にも近づけていくような取り組みを大事にしていただけると嬉しいです。僕たちも、率先して地域のゴミ拾いや堰ざらい、環境整備などに参加し、これからも農業に関心を持ち学習していきたいと思います。以上で僕たち豊科南中学校からの質問を終わりにします。ありがとうございました。

B8◆議長（M・Yさん）

ありがとうございました。

3

【穂高東中学校】

「高齢者がいきいきと活躍できるよう、中学生等との異世代交流などの地域づくりの工夫」

【中学生議会】穂高東中学校

質問区分	中学生議会	議員名	穂高東中学校議員
発言順(通し番号)	NO: 3	所管課・室名	介護保険課・学校教育課
具体的な提言	① 地区の小中学生から現役世代、そして高齢者を対象とした地区行事を定期的開催して、だんだん高齢者の方との交流を身近なものにしていき、知り合いとなる。		
	② 高齢者のお宅に中学生等がお助け隊のような形で訪問してお手伝いをしたり、その代わりにお金以外での記念品などをいただいたり、お手伝いをした分だけポイントを付け、集計をして学区ごともしくは地区ごとで表彰。貯まったポイントに見合うだけの地域交流や地域活動に活かせる物品を可能な範囲で贈呈するなど、異世代交流のモチベーションが保てるようにする。		

C1◆議長 (M・Yさん)

続きまして、穂高東中学校お願いします。

穂高東中学校からの質問は、「高齢者がいきいきと活躍できるよう、中学生等との異世代交流などの地域づくりの工夫」についてです。

最初に、D・K議員お願いします。

●議員I (D・Kさん)

私は、穂高東中学校二年、D・Kです。

私たちは、市政講座で高齢者と若い世代の交流の重要性について学習しました。

その学習したことを踏まえて、私たちは安曇野市の世代間交流の分野の課題や問題点は、若者と高齢者が交流する機会が少ない、交流する場へ参加できる高齢者が限られてしまっていることだと考えました。このように考えた理由は、現在、安曇野市は、少子高齢化で高齢者を支える若い世代の割合が減少してきていると思いますし、年代を超えて、地域で活動する機会も少しずつ減ってきていると感じています。実際、近所に助けを求められる人がいない高齢者は半数を超えるということが分かっています。さらに、社会と関わることは人の健康や寿命に良い影響をもたらします。具体的には、認知症発症の予防や死亡率の低下などが見られ、心身ともに健康の維持ができたりすることにもつながっています。

高齢になっても健康でいきいきと生活するために、これらの課題や問題点を解決していくには、交流を最終目的にせず、双方向の交流を生み出す目的の一致が重要となってくると考えます。高齢者や中学生などそれぞれにしかできないことや知っていることを提供し合い、よさを見つけ合うこのような世代間交流を基盤に地域づくりの活性化にもつなげていきます。

私たちは、これらの課題や問題点を解決することは、健康寿命や平均寿命を長くしていくこ

とや高齢者にとっての生きがいとなり共に若い世代の成長にもつながっていくと考えています。これらを実行することで、安曇野市が目指す世代を超えて助け合い、高齢者がいきいきと活躍できる地域になればよいと思います。

この提案型質問書を書きながら、世代を超えた人との交流は高齢者がいきいきと健康に生活を送るうえで大切なことなのだと改めて分かりました。

高齢者と中学生等の若い世代と交流することなど、高齢者がいきいきと活躍できる地域づくりの工夫の必要性を多くの人たちに知っていただきながら課題に取り組むことが大切ではないかと思います。具体的なアイデアの提案は、M・K議員がいたします。

C2◆議長（M・Yさん）

続いて、M・K議員お願いします。

●議員Ⅱ（M・K君）

私は、穂高東中学校二年、M・Kです。

私からは、具体的な提案をさせていただき、その実施について市のお考えをお伺いしたいと思います。

私たちは、世代間交流の分野の課題や問題点は、若者と高齢者の交流できる機会が少ないこと、交流する場へ参加できる高齢者が限られていることだと考えます。そこで、どのように高齢者と若者世代で交流を深め、どのように交流を日常に取り込めるかを考えることが重要だと考えました。はじめにこのような考えを示した上で提案させていただきます。

私たちからの提案は、高齢者と若者の交流を増やしていくために、まずは地区の中での出会う機会を増やし、地域の高齢者の方の顔や名前を覚え、普通に挨拶や会話を交わせるような関係にします。そのために、地区の小中学生から現役世代、そして高齢者を対象とした地区行事（例えば地区内でのゴミ拾いやスマホ教室など）を定期的で開催して、だんだん高齢者の方との交流を身近なものにしていきます。

そして、このような活動を積極的に開催することでだんだんと身近になった交流をさらに身近にするために、回覧板などを利用して募集し、身近にあまり頼れる若者のいない高齢者のお宅に中学生等がお助け隊のような形で訪問してお手伝いをしたり、その代わりにお金以外での記念品（例えば昔のここの話など特別な体験を話していただく、そのお手伝いをした家で採れたり栽培している中で余分にある野菜を分けていただくことなど）を用意していただいたり、お手伝いをした分だけポイントを付けて、どこかのタイミングで集計をして学区ごともしくは地区ごとで表彰する、ポイント制を活用し、貯まったポイントに見合う地域交流や地域活動に活かせる物品を可能な範囲でプレゼントするなど、モチベーションを保てるようにします。

こうして交流を日常生活に取り込むことができれば、交流の機会が少ないという課題は解決できると思いますし、交流の場に行くことのできない人も中学生からお伺いすることで交流につながれると思います。

大切なことは、まずは今行っている地区の行事をより多くの方が「楽しい」「行きたい」と思えるようにしていくことだと思います。そのために、自分たちで交流や地域活動を生み出し

ていけるよう、活動の当事者としての主体性を育てていきたいと思ひます。以上についての、市のお考えをお聞かせください。

C3◆議長（M・Yさん）

市長、答弁をお願いします。

■市長

穂高東中学校のご提言、ご質問についてお答えします。

人口減少社会の中、特に現役世代人口が減少し、高齢者人口がピークを迎える2040年には、介護需要が急増し、著しい介護の担い手不足になるとされています。そこで、市では介護予防事業などの高齢者の皆様が元気で地域の中で活躍し、また地域で高齢者をささえる仕組みづくりのための事業を進めております。

地域で高齢者をささえる仕組みづくりの取組では、市内5地域に支え合いの地域づくりをする生活支援コーディネーターを配置しまして、地域で高齢者に関係して活動する、民生児童委員、シニアクラブ、介護保険事業者、社会福祉協議会等の皆さんにお集まりいただき、地域の支え合いの仕組みづくりについて、話し合う協議体と言う場を設けております。

この生活支援サービスガイドブック（実物を示す）がございます。これは、協議体でいただいた意見をもとに作成したものでございます。このガイドブックは高齢者のための地域の資源を掲載したもので、たとえば、庭の草取りで困っている高齢者にボランティアで安価に代行してくれる地域の団体や、健康体操とか趣味の活動をしたい高齢者が、近くで活動をしている団体を探すことができるものでございまして、市内5地域ごとに作成されてございまして、希望者に配布しております。

さて、高齢者や中学生などそれぞれにしか出来ないことや、知っていることを提供し合い、よさを見つけ合う世代間交流を基盤とした地域づくり、また、地区の中で顔や名前をお互いに覚え、普通にあいさつや会話を交わせる関係を築くための世代を超えた地区行事を開催など、実態に即したご提案ありがとうございました。

議員ご提案の中学生が講師となるスマートフォンの教室など、地域と連携して開催されれば、多世代が交流できる場となり、支え合いのための地域の関係づくりが推進されることと期待が出来ます。

議員のご発言のとおり、高齢者は、心身の機能が低下しても、社会参加等を継続することで、自立した生活ができる期間を延ばすことが期待できるとされています。議員におかれましては、今回ご提案いただいたとおり、ぜひ地域の一員として、地域づくりの活動にご参加いただければと思ひます。

そしてその活動で、高齢者の皆様がいきいきと活躍ができる地域につながる事を期待しております。

C4◆議長（M・Yさん）

教育長、答弁をお願いします。

□教育長

現在、学校や児童生徒の活動に多くの地域の方々が、ボランティアとしてご協力いただいております。中には、ご高齢の方々も大勢いらっしゃるのですが、その方々は学校へ来ることあるいは地域で子どもたちの登下校を見守ることによって、子どもたちから元気をもらえると語っておられる方も大勢いらっしゃいます。

安曇野市教育委員会では、現在、コミュニティースクールという取り組みを進めていますが、さらに充実させて学校が地域の方々のよりどころになるように、地域の方々が学校に気軽に足を運んで、児童生徒の皆さんと交流したりあるいは休み時間にちょっとした話をしたり、そのようなことが日常的にできたらいいなと、このようなことを考え、取り組んでいます。

皆さんが今日のご提案の中で述べられた「地域のご高齢の方々がどのようなことを望んでおられるのか、それを受けて中学生には何ができるのか」をまずは見極めたい、自分たちで交流や地域活動を生み出して、活動の当事者としての主体性をもって取り組んでいきたい」と述べられたことは、私は大変意欲的で頼もしいなと感じました。これからは是非、中学生として自分たちにできることに積極的に果敢に挑戦してほしいなと期待しています。

C5◆議長（M・Yさん）

保健医療部長、答弁をお願いします。

□保健医療部長

保健医療部からは、議員の具体的なお提案についてご答弁をさせていただきます。

まず、中学生が講師となるスマートフォン教室等の地区行事の開催では、利用教室を小地域で開催し、より身近な方と交流する場としたり、現在実施している一斉清掃の日を、多世代が交流する日として捉え、多くの方が参加しやすいようにする等、方法を工夫することが必要と考えます。

また、中学生等が高齢者宅に訪問してお手伝いをするという点に関しては、例えばこれからの冬場に雪が降った際、あらかじめ依頼をお願いしたい高齢者と、支援をする中学生等を決めておき、降雪時にできる範囲で雪かきをするなどが考えられ、各区で登録制により実施する等の取り組みができるのではないかと考えます。

いずれも実施を検討する場として、地域ごとに組織している生活支援体制整備事業に関する協議体の会議に、中学生や高校生もご参加をいただくことを検討いたします。

お手伝いを実施した時のポイント制度につきましては、ポイントの管理に組織的な取り組みが必要となること等から、さまざまな実施方法の一つとして参考にさせていただきたいと思っております。

市といたしましては、ご提案いただきました内容も踏まえ、市の高齢者に関する基本目標である「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会」この実現に向けて努力をしてまいりますので、議員各位も地域でのご協力、ご活躍をお願いしたいと考えております。

C6◆議長（M・Yさん）

教育部長、答弁をお願いします。

□教育部長

地域の高齢者が生きがいややりがいをもって生活するために、中学生としてどのような交流ができるのか活動を生み出していきたいというご決意をいただきました。

皆さんの創意と工夫で、地域の高齢者との交流の場を作っていきたいということを生かすためには、各校の「地域教育協議会」を活用していきたいと考えております。かつての「スクールサポート事業」から「コミュニティースクール事業（ACS）」へと変更していきましたが、学校、地域コーディネーター、学校応援隊（地域ボランティア）などからなり、学校運営にも今まで以上にに関わりながら、地域で学校を盛り立てていこうとするのが「地域教育協議会」です。

学校はもちろん生徒会や学年・学級などからの提案であれば、地域に関わって様々な角度からアドバイスをいただくことや、地域の人材の紹介や地域に即した実施の仕方などの助言もいただくことが可能だと思います。教育部としてもサポートしていきたいと思います。

まずは、担任の先生や生徒会の先生、校長先生・教頭先生と思いのたけを述べて相談されてはいかがでしょうか。

C7◆議長（M・Yさん）

答弁を受けて、これからの自分たちの願いや抱負を述べてもらいます。

M・K議員。

●議員Ⅲ（M・Kさん）

私は、穂高東中学校二年、M・Kです。

私からは、ご答弁いただいたことへのお礼と、私たちの考えを述べさせていただきます。まずは丁寧なご答弁、ありがとうございました。

答弁をお聞きして市では専門のコーディネーターを配置するといった地域で高齢者を支える活動を行っているということが分かり、これは提案させていただいた活動を行う上で、とても重要だと感じました。

私たちは、今後安曇野市が世代を超えて支え合い、全ての市民がいきいきと笑顔で生活していくことのできる市になってほしいという願いを持っています。その実現のために、先ほど提案させていただいた活動を考えました。世代間交流を行うことだけを目的とするのではなく、その後、何気ない挨拶を交わしたり、困ったときに助け合えたりできるような取り組みにしていきたいと思います。

その際、共に活動しあうことを通して、自然にお互いを思いやれる取り組みを大事にして「楽しい」「やってよかった」と思える活動を支えていただけると、うれしいです。

この交流に積極的に参加し、交流がこれから先も続いていくように若い私たちとしてどうしていくか考えるなど、わたしたちにできることを考え行っていきたいと思います。

以上で私たち穂高東中学校からの質問を終わります。本日は本当にありがとうございました。

C8◆議長（M・Yさん）

ありがとうございました。

◆議長（M・Yさん）

ここで、暫時休憩といたします。なお、再開時間は2時15分)とします。

再開後は、議長を豊科南中学校のT・A議員に代わります。ありがとうございました。

(13:55)

休 憩 ※13:55~20分間休憩

議会再開 14:15 (後半の部開始)

◆議長（T・A君）

(再開 14:15)

それでは、再開します。

これより議長を務めます、豊科南中学校2年、T・Aです。よろしくお願いいたします。

【三郷中学校】

「子どもの貧困問題が少しでも解消されるための制度の工夫」

【中学生議会】三郷中学校

質問区分	中学生議会	議員名	三郷中学校議員
発言順（通し番号）	NO：4	所管課・室名	福祉課、学校教育課
具体的な提言	① 社会保障はそのままに、教育についての「プチベーシックインカム」として、参考書や問題集、学用品など教育にかかる費用として一定額の支援金を支給する		
	② ①の支援金の利用について世帯を定期的に訪問し、生活環境や教育環境は改善しているかを確認する活動を行い今後の見通しを持ち、子ども自身が将来に希望と期待をもっていけるよう教育についての相談をしながら、その家庭にあった助言を行い、経済的な支援とともに、貧困のループから抜け出す術や心の健康をともに考えていく		

D1◆議長（T・A君）

それではまず、三郷中学校お願いします。三郷中学校からの質問は、「子どもの貧困問題が少しでも解消されるための制度の工夫」についてです。

まず始めに、Y・M議員お願いします。

●議員I（Y・Mさん）

私は、三郷中学校二年、Y・Mです。

三郷中学校では、子どもの貧困の現状について学習しました。

そこで、子どもの貧困を少しでも減らすために、私たちが考えてきたことを提案させていただき、その実現の可能性についてお尋ねいたします。私からは、質問の主旨と提案の理由についてお話しします。

私たちは、子どもの貧困が少しでも減っていく安曇野市を願っています。

子どもが貧困になる原因として、子どもの時の教育を十分に受けることができず、社会に出るときに安定した職業につくことができず、収入を十分得ることができなくなり、その子どももまた貧困になってしまうという「貧困のループ」があり、このループからなかなか抜け出せなくなってしまうことも多くあります。このループをどこかで断ち切っていく必要があります。

はじめに、支援金の種類と支給の仕方、その返済について考えてみました。現在、他の市町村と同様に「緊急小口資金貸付制度」があります。この制度は、一時的にお金を借り、その後の余裕のある時に返済していく制度です。しかし、一時的にお金を借りたものの、そのお金はどこかで返済しなくてははいけません。生活が苦しくてお金を借りているのに、返済できる余裕はいつ来るのでしょうか。場合によっては、借りたお金を返済できないことでさらに困窮したり負担感を強く感じたりしてしまうこともあるのではないのでしょうか。また、この制度を利用するためには、多くの書類を準備して提出しなくてははいけません。働く時間をできるだけ確保し、休息や家事の時間を切り詰めようとしている場合は、特にこの制度から気持ちが遠のいて

しまうかもしれません。

また、「自分の家は経済的に厳しいです」と他人(ひと)には言えないと思います。そのために、その家庭内で個々に悩んでしまっているケースは多いと思われます。自分から心の内を述べやすく援助を気がねなく求められるような環境づくりをしていくことも大切だと私たちは思っています。

以上のように、実情に合った支援の仕方、利用しやすい制度の仕組み、自ら支援を求めやすい環境づくりなどの取り組みが、子どもの貧困率を下げることに繋がるのではないかと考えています。また、私たちが自分たちの課題として子どもの貧困を減らすために何に取り組んでいくのか明確にするためにも、取り組みについての提案をさせていただき、市としての見解をおたずねしたいと思います。

具体的な提案については、N・T議員がいたします。

D2◆議長 (T・A君)

続いて、中沢徹平議員お願いします。

●議員Ⅱ (N・T君)

私は、三郷中学校二年、N・Tです。

私からは2つの提案をさせていただき安曇野市の見解を伺いたいと思います。

一つ目は経済的に困窮する市民に安曇野市の予算や寄付などからお金を一定額配布することです。これを名付けて教育についての「プチベーシックインカム」として提案させていただきます。

安曇野市には、生活福祉資金の貸付制度として社会福祉協議会に「緊急小口資金貸付制度」があります。それで救われている市民もいると思いますが、この制度はあくまで「貸付」であり、借りたお金は返済しなければならないので、生活は現状維持であり、子どもの教育や学費に費やしていく貧困のループから抜け出していく余裕は相変わらず少なく、生活状況や子どもの教育を取り巻く状況は変わらないと思います。生活保護を受給されていても生活がギリギリな人もいると思います。また、生活保護の受給基準にわずかに届かない人も生活が困窮していて子どもの教育にお金をかけることが難しい人もいると思います。

入学時に補助はあると思いますが、社会保障はそのままに、教育についての「プチベーシックインカム」として、学習塾の費用をとまでは言わないまでも、参考書や問題集、学用品など教育にかかる費用として一定額の支援金を支給してはどうでしょうか。

さらに中学生の意見からも「貧困であることを誰にも知られたくないという人がいると思うので手続きを簡略化するべき」という意見もありました。このプチベーシックインカム制度のように、困窮している家庭が迷ったり利用をためらったりすることなく教育費を得ることができ、敬遠されにくい制度を作ることが必要だと私は考えました。

二つ目は貧困世帯の家庭訪問による相談支援を提案します。子どもにとっては、家庭のことについて相談することは至難の業で、どのような制度があるかも知りません。大人も経済的に困窮しているのに制度をよく知らず、家庭教育に力を注ぐ余裕もなく、どんどん貧困から抜け

出す希望を持ってないでいる人がいるのではないかと思います。もともと社会福祉協議会や任意団体が家庭訪問を行っていたようですが、ここ最近ではコロナで活動が思うようにできないようになっているようです。

ですので、安曇野市が「プチベーシックインカム」を受給し、その利用について世帯を定期的に訪問し、生活環境は改善しているか、差別・偏見を受けていないか、困っていることはないか、子どもの教育に希望を持ち改善しようとしているかなどを確認する活動を行い、子どもの未来を大切に、見通しをもって市民が安心して暮らせる安曇野市を作っていくべきだと考えました。子どもの教育について、今後の見通しを持ち、子ども自身が将来に希望と期待をもっていけるよう教育についての相談をしながら、その家庭にあった助言を行い、経済的な支援とともに、貧困のループから抜け出す術や心の健康をともに考えていくことはできないでしょうか。以上2つの提案をさせていただきました。ご答弁をよろしくお願いいたします。

D3◆議長（T・A君）

市長、答弁をお願いします。

■市長

三郷中学校の質問にお答えいたします。

「子どもの貧困」という取り上げにくい課題を選び、具体的に提案をまとめていただいたことに、まず感謝を申し上げます。

また、貧困の解消するための提案として「ベーシックインカム」について言及されたことについて大変感心しております。

現在の日本では、7人に1人の子どもがいわゆる相対的貧困にあると言われており、令和元年11月に子供の貧困対策に関する大綱が策定され、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援への取り組みが始まっているところです。

提言に対する詳細につきましては、担当部長教育部長から答弁をいたしますが、市では生活に困っている人を支援するための取り組みということで、児童手当・児童扶養手当の支給制度や生活保護・生活時困窮者自立支援制度をはじめ既に幾つか実施しております。

大切なことは、生活の中で困ったことがある場合は、まず、相談をしていただくということだと思っております。皆さんだけでなく、困っている友達を見かけたときには、先生でも、市でも電話や手紙、メールでもいいので、誰かに打ち明けてほしいと思います。そして、このことを、本日ここに出席されている中学生議員の皆様は、学校に帰って周りのお友達にも伝えていただければありがたいと思います。

安曇野市では、安曇野の未来である子ども達が、その生まれ育った環境に左右されることなく成長するために必要な支援をさらに検討してまいりたいと思っております。

D4◆議長（T・A君）

教育長、答弁をお願いします。

□教育長

貧困から抜け出すための学校と本人や家庭との相談活動について、問題意識をもってご提言をいただいたことにまず感謝いたします。

相談の重要性について、先ほど市長も述べましたけれども、学校の中では、困ったことを友達や先生に相談することは、日常的に行われていると思いますが、「経済的に苦しいので助けてほしい」とか、「相談に乗ってほしい」と担任の先生などに自ら申し出ることは、なかなか難しいことかもしれません。しかし、本人や家庭から生活の苦しさを相談することは、決して恥ずかしいことではありません。現実の困り感を共有することをきっかけに、相談支援がスタートし、解決とまではいかなくても状況が改善されて、何とか良い方向に向かっている例がいくつもあります。市教育委員会でも子どもたち自身や保護者の方々から気軽に相談していただけるような環境をさらに整えてまいります。

D5◆議長（T・A君）

福祉部長、答弁をお願いします。

□福祉部長

三郷中学校のご提言にお答えいたします。

「子どもの貧困問題」を解消するための解決策として2つのご提案をいただきました。この問題の現状や課題について、細かいところまで勉強されてきたことがうかがえる内容でございます。その努力に対し感謝と敬意を表します。

さて、まずはじめの「プチベーシックインカム」についてです。市では、現在これに近い支給制度として、これは申請が必要になってしまうんですが、中学生以下の子どもがいる世帯に支給される児童手当や、主にひとり親家庭に支給される児童扶養手当がございます。所得等により、毎月子ども一人当たり、児童手当は5,000円から15,000円、児童扶養手当は最大43,160円支給され、広く子どものいる世帯に対し支給しているものになります。

しかしながら、このような制度がありながら「貧困のループ」が解消されていない現実がございます。

今回ご提案いただいた「プチベーシックインカム」について考えてみますと、例えば18歳未満の子ども全員に毎月10万円を支給するというような制度を作ることができれば「貧困のループ解消」についてとても有効であると考えます。しかし、現実にはかなり対象者と金額を絞らなければなりません。また、対象者を絞るにはどうしても手続きは煩雑になってしまいます。

さて、市では、先ほど触れた、児童手当、児童扶養手当の支給制度の他にも国民に最低限度の文化的生活を保障する生活保護の制度や、そこに至る前に支援を行う生活困窮者自立支援制度がございます。この制度では、生活に困った方からの相談を受け、就職活動の手助けや、住宅の家賃の支給や、子どもの居場所づくりや学習支援を行う子どもの学習・生活支援事業等を行っております。このような制度を有効に使っていただくことも「貧困のループ」から抜け出すための手段の一つかと思えます。

続いて、2つめの提案である「貧困世帯への家庭訪問による相談支援」についてです。これもプライベートに関する問題である以上、希望に応じてということが前提になってしまうのですが、先ほどご紹介した「子どもの学習・生活支援事業」で学習支援と同時に生活の相談支援や家庭訪問も行っているところでございます。

これら貧困についての相談の窓口は市役所福祉課でも行っておりますが、市役所にはなかなか行きにくいという方もいらっしゃると思いますので、市では社会福祉協議会に委託して相談窓口の「まいさぼ安曇野」を開設しております。このほかにも生活に困っている人を支援するための取り組みがいくつかあります。先ほど市長が申したように、生活の困った方がいれば、先生、市役所、福祉協議会などに、ぜひご相談していただければと思います。

子どもたちの未来が不安にならないためにも、これからも生活にお困りの方に寄り添い、気兼ねなく相談していただける環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。今回は貴重なご提言をありがとうございました。

D6◆議長（T・A君）

教育部長、答弁をお願いします。

□教育部長

安曇野市教育委員会では、小中学校に就学するにあたり、経済的にお困りの家庭に対して学用品費や給食費、修学旅行費などの援助を行っています。総じて、就学援助費と言いますが、小中学校にお子さんが通っている家庭の約一割の家庭で、この制度を利用いただいています。貸付ではなく支給ですので、皆さんがお考えのベーシックインカムを要素を含んでいます。しかし、他の制度と同じように申請が必要です。学校を通しての紹介と手続きになりますので、その申請の過程で学校と家庭との間で自然に相談が行われるケースもあります。

この課題は非常に表面化しにくいという一面を持っています。しかし、貧困が影響して生活がすさみ、将来への希望ももてないという子どもたちが一人でもいなくなるように市と学校とが協力していきたいと考えています。

現在、市内の子どもたちの生活の様子について、情報を福祉分野と教育分野等子どもの生活支援に関係する部局で共に状況を共有し合う場を定期的に設けています。学校からの相談やこれらの情報共有の場からの状況把握により、必要に応じて「ケース会議」を行い、支援の方向や具体的な働きかけについて検討し、保護者を含めた支援会議を開催して、学校の先生方と共に生活がより良い方向に向かうよう努力をしています。また、県や市のSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携しながら子どもたちや家庭への働きかけや相談に応じています。

いずれにしても、生活に困難を感じている子どもたちや家庭について、その深刻な状況を把握できなければ、働きかけや相談には結び付いていきません。子どもたちや家庭に普段接している学校の先生方と共に、研修や実践を重ねながら、少しでも生活に困難を感じる子どもたちが減っていくよう、子どもたちが抱える課題の把握に努め、より良い生活に結びつけていくことができるよう努力を重ねています。

困ったことの相談や解決を支えているものは信頼感です。その気持ちの通い合いができるよう今後も取り組んでまいります。

D7◆議長（T・A君）

答弁を受けて、これからの自分たちの願いや抱負を述べてもらいます。

A・A議員。

●議員Ⅲ（A・Aさん）

私は、三郷中学校二年、A・Aです。

ご丁寧なご答弁をありがとうございました。

私からは、ご答弁いただいたことへのお礼と「子供の貧困」について学習してきたことから、私たちの考えを述べさせていただきます。

今回ご答弁をお聞きした中で、市としては生活保護制度また生活困窮者自立支援制度などからという活動等を行っていることが分かり、貧困家庭が経済面で助かっているということがよくわかりました。私たちも生活の中で身近にいる人が助けを求められる環境になるように、日常会話の中で困っていることを聞き、気軽に自分の家庭の状況などについて話せるような、精神面での支援をしていきます。市としても、今回の提案にもあったように、貧困家庭への経済面での支援をさらに強化していくとともに、貧困家庭の実態の正確な把握をお願いしたいと思っています。家庭訪問などの支援を拒む場合も少なからずあると思います。心の垣根を一つ一つ取り除きながら、根気よく経済面と心の面での支援をお願いします。

市の貧困状況の改善が、市に住む子どもの誰もが、自分の可能性に挑戦し、優秀な人材を生み、将来より安曇野市を活性化させていくことにつながると嬉しいです。子ども一人ひとりが、自分の将来に希望と期待感を持ち、保護者も悩みを一人で抱えることなく、子どもの成長を支えていけるよう、経済的な支援と同時に、家庭での教育にも目を向けていくことができる支援ができればと思っています。私たち自身もこの課題に関心と危機感を持ち、同世代の仲間のことを思いやりながら、少しでも改善につながるように学習を続けていきたいと思っています。そして少しずつ変えていければいいと思っています。

D8◆議長（T・A君）

ありがとうございました。

5

【明科中学校】

「自転車、歩行者が安全に通れる道路について、また安全な道路の在り方の工夫」

【中学生議会 市長答弁様式1】明科中学校

質問区分	中学生議会	議員名	明科中学校議員
発言順(通し番号)	NO: 5	所管課・室名	都市建設部建設課
具体的な提言	① 全ての道路に歩道を設置することが理想であるが、無理な場合は、カラー舗装を充実させたい。通行区分の確保を一律ではなくその道路の交通状況に応じてカラー舗装を工夫して施設していくことが良い。		
	② ハンプなどを運転者の実感に訴えていく安全施設を設置するなど、人の認知や判断のみに頼らない自動車のスピードを抑制できる工夫を進めていく。		

E1◆議長 (T・A君)

続いて、明科中学校お願いします。

明科中学校からの質問は、「自転車、歩行者が安全に通れる道路について、また安全な道路の在り方についての工夫」についてです。

まず始めに、S・K議員お願いします。

●議員I (S・K君)

私は、明科中学校二年、S・Kです。

私たち明科中学校のグループでは、安全な道路のあり方について学習し、安全な道路に関する市の課題解決についての提案を考えました。自転車・歩行者が安全に利用できる道路の維持・管理についておたずねします。

私からは、私たちの質問の趣旨と提案型質問の理由について述べたいと思います。

私たちは、幹線道路や市民の生活に必要な生活道路の整備を進め、道路環境の向上を図り、合理的かつ効果的な道路整備により、安全で有効的に機能する道路網の構築を目標としています。

そのために、皆が安全に利用できる道路のあり方について、市政講座を受講し、2年生全員が自分の考えをまとめました。その中で、「歩行者や自転車の通行区分を確保してほしい」という意見や、「標識の数を増やしてほしい」という意見がほとんどを占めていました。その理由として、「自転車で登下校している際、車が来てよける時に、歩道が狭いため、車とぶつかりそうになって怖い」というものであったり、「車が速いスピードで通過して行って危ないと感じた」といったりするものがありました。

そのようなことから、道路が安全に機能していない面があることがわかりました。たとえば、歩行者などの「交通弱者」が注意していてもこのような状況下で事故に遭ってしまえば、起きてはいけないとても痛ましいことだと思います。みんなが安全に通行できるように、少なく

ても市の管轄の道路については、改善すべきことをはっきりとさせ、すぐにでも改善をお願いしたいと思いますし、国や県が管理する道路についても適切に対応をお願いしたいと思います。

安全対策が施されていたとしても、その効果が薄くなっているものもあります。例えば、僕の登下校する道には背の高い標識があります。以前はよく見えていたのですが、今では木が邪魔をして見えなくなってしまう、あまり意識されなくなってしまう。また、通学路にはカラー舗装してある道路がありますが、年月を経てカラー舗装がはげてきてしまい、見えにくくなっています。また、私が安全な道路について考えていたときに、先生から「自分の子どもの通学路は安全な歩道が確保されていなくて危ない箇所がある」と言っているのを聞きました。何か対策をとったとしても、本当にその対策が効果的なものであるのか、実態に即したものであるのかなどの検証を行い、そこで見つけた改善点を直してより良いものにしていく必要があると思います。そういう部分も課題になってくるかと思います。具体的な提案については、H・S議員が致します。

E2◆議長（T・A君）

続いて、H・S議員をお願いします。

●議員Ⅱ（H・S君）

私は、明科中学校二年、H・Sです。私からは2つの提案をさせていただき、その実施について市のお考えをお聞きしたいと思います。

一つ目は、歩道のカラー舗装を行い、区分けをはっきりさせることです。歩道は安曇野市が管理している道路のうち、約5%にあたる85,522mほどしか設置されていません。さらに、明科中学校2学年の書いた市政講座の学習記録には、「通行区分の確保をしてほしい」という意見が多く書かれていました。全ての道路に歩道を設置することは、土地の取得や予算のこともあり、難しいと思います。そこでカラー舗装を充実させると良いと思います。なぜなら、カラー舗装は新たな歩道の設置や拡充よりも低コストでできるからです。このように、通行区分の確保を一律ではなくその道路の交通状況に応じてカラー舗装を行うことが良いのではないかと考えています。

二つ目は、車がスピードを出しやすい道路や、横断歩道の部分に「ハンプ」を設置することです。「ハンプ」とは、道路の一部を隆起させ、通過する車両に振動を及ぼすことで運転者に減速を促す構造物の総称です。自動車がスピードを出しやすい道路や、横断歩道の部分にハンプを設置することで自動車の減速が期待できると思います。また、自動車の減速が自然に促され交通事故が減ると思います。実際に千葉県鎌ヶ谷市の東初富地区では、ハンプを設置したことにより、時速40kmで走る自動車の割合が46%から4.1%に減少し、平成14年に24件あった人身事故を、平成23年には3件にまで減らした実績があります。安曇野市では、令和2年に交通事故が284件発生していますが、ハンプを設置することで人の認知に頼らず、感覚に訴えることで自動車のスピードを抑制し、歩行者との事故を根本的に減らせると思います。

以上の2つの工夫をすることで交通事故を減らし、安全な道路整備が行えるのではないかと思います。市のお考えをお聞きしたいと思います。

E3◆議長（T・A君） 市長、答弁をお願いします。

■市長

明科中学校のご質問にお答えします。

只今、カラー舗装とハンプの設置といった2点の提案をいただきました。道路事情や実体験、また他県の状況まで調査し、よく分析されたうえで提案いただいたものと考えます。

さて、安曇野市内では令和3年1月から8月末までの間で、人身・物損を含めた事故が191件発生しております。その中で歩行者と車両が関係する事故件数は22件で、半数以上が国道、県道を含めた道路で発生しております。自転車と車両が関係する事故は16件発生し、全ての事故が道路での発生となっております。

安全対策として市で管理する道路のすべてに歩道を設置することは、議員のお考えのとおり、財政的にも用地的にも困難であります。

しかし、交通事故を1件でも減らすよう努めることは、市道を管理する市としましても、責務であると考えています。そのための対策として、道路事業を所管しております都市建設部長より、いただきました提案を含めて合わせて答弁をいたしたいと思っております。

E4◆議長（T・A君）

都市建設部長、答弁をお願いします。

□都市建設部長

安曇野市で管理している道路は、1級、2級といった幹線市道と生活道路に該当する、その他路線に分類されております。その中で歩道の設置につきましては、お調べいただいたとおり5.1%の設置に留まっております。本来であれば、1路線でも多くの路線に歩道を設置し安全な歩行空間を確保できれば良いのかもしれませんが、先ほどの市長からの答弁のとおり、財政的にも用地的にも困難でございます。

その代替案として考えられるものが、議員からも提案のあったカラー舗装であります。市では、カラー舗装としてグリーンベルトの設置に取り組んでおります。グリーンベルトとは、歩道が設置されていない道路の路側帯を緑色に着色して通行帯を明確にすることで、車と歩行者の接触事故を防ぐことを目的とした施設です。市内でも、平成24年度から事業化しており令和2年度末までに、84路線、約37kmに設置が完了しています。

これは全ての路線に設置している訳ではなく、通学路で学校から半径1km圏内、車道幅員3.5m以上の路線で、地元や学校などからの要望により、利用状況を確認のうえ事業化することを基本に考えております。このような路線については整備が進んできていることもあり、今後は既に設置した箇所の維持修繕と共にグリーンベルトの実施範囲を検討するなど、更に充実に図ってまいりたいと考えています。

なお、先ほど申し上げましたとおり、このグリーンベルトは歩行者専用の歩道とは異なり、車のドライバーに通学路であることを視認的に認識させ車両の速度を抑制させ注意を促すことを目的としております。構造物によって物理的に車道と分けられているものではございませんので、車が入り込むこともございます。グリーンベルト上を歩く場合でも、車には十分注意していただく必要がございます。

また、2点目の提案でありました ハンプにつきましては、車両の速度抑制を目的としたも

ので、設置後の調査から減速効果が得られているという結果も出されております。

一方で、その構造では、車両が通過する際の音や振動が「不快である」という住民もいらっしやることから、設置については沿線住民への十分な配慮が必要となります。

また、比較的規模の大きいハンプにつきましては、除雪の際には支障となります。市では、このようなハンプに関するメリット、デメリットを考えたところ、市道におきましては、速度が出やすい路線や見通しの悪いカーブなどに路面標示に厚みを持たせて隆起部をつくり、減速マーク等と兼用させて注意を促すものを設置しております。提言いただいたように、自動車の速度を抑制する工夫は安全な道路に向けて大切なことと考えております。

いずれにしましても、先程の市長答弁にもありましたが、令和3年1月から8月末までの間で歩行者が関わる事故が22件発生していることは事実であり、このような痛ましい事故を1件でも減らすためには、継続的に対策を講じる必要があります。今後も、安全に利用できる通行空間確保に努めてまいりたいと思います。

E5◆議長（T・A君）

答弁を受けて、これからの自分たちの願いや抱負を述べてもらいます。

Y・K議員。

●議員Ⅲ（Y・K君）

私は、明科中学校二年、Y・Kです。

ご丁寧な答弁ありがとうございました。私からは、答弁を頂いた御礼と「自転車、歩行者が安全に通れる道路や安全な道路の在り方についての工夫」について学習してきたことから、自転車を利用する人、歩行者が安全に通れる道路について私達の考えを述べさせていただきました。

まずは、丁寧なご答弁ありがとうございました。私たちは、これから安全な道路にしていくために信号や標識を見て安全に通行していくことを毎日心がけてやっていきます。その点について、長野県内では歩行者や自転車に関する事故が令和元年から令和二年の間に279件の事故があり300件弱の事故が一年間に起きています。その原因は、自動車の安全運転が確実に行われていないことによるものです。信号・標識をしっかりと確認しないで通行していること、制限速度以上の速度で通行している場合があることなどが事故の原因として考えられるのではないのかと思います。

そのことから、人の判断や認知だけに頼らない環境整備が必要になっていくと思います。事故を減らす工夫も、日頃から通行状況と道路環境を確認していくことで事故を減らすことなのかと思いました。それに加えて、自分たちが事故を起こさないように、遭わないように気を付けていくことも大切なことだと思いました。安全な道路の整備とともに、日々安全に事故がないよう気をつけて私たちを含めて皆が道路を利用していたら、事故がない毎日が送れていくと思います。以上で、明科中学校からの質問を終わります。ありがとうございました。

E6◆議長（T・A君）

ありがとうございました。

【中学生議会 市長答弁様式1】堀金中学校

質問区分	中学生議会	議員名	堀金中学校議員
発言順(通し番号)	NO: 6	所管課・室名	上水道課
具体的な提言	① 余った水道水を氷にするなどの付加価値をつけ、安曇野の水をテーマとした動画コンクールの優秀作品を使って SNS でイメージアップして販売していく。		
	② キャンペーンをはり、募金やクラウドファンディングを使い、必要な工事や付加価値をつけるための資金を調達していく。その過程を大事にし、多くの市民が意識することでより市民の安曇野の水への関心を高めていく。		

F1◆議長 (T・A君)

では、堀金中学校お願いします。

堀金中学校からの質問は、「人口減少に伴う水道の料金収入減少を補う水道水の活用の工夫」についてです。

まず始めに、N・A議員お願いします。

●議員 I (N・Aさん)

私は、堀金中学校二年、N・Aです。

上水道課より示された課題について市政講座では減少する水道の料金収入を補う、新しい水道水の活用の工夫について学習し、その課題解決に向けてアイデアを検討しました。

そこで、そこから質問をさせていただきます。

私たちはいつか安曇野市の水が市民だけではなく全国的に注目を浴びるようになり人口減少で使用されなくなった安曇野の水を買ってもらい水道水からの収入が増加していくことを目指しています。

ですが、単純に水のみを販売していくことだけで魅力を伝えることは非常に難しいことだと思います。そう思う理由は、水には酸味や甘味といったはっきりとした味がなく、口に入れてからではどこの水なのか判断することは困難なほか、見た目にはあまり大差がなく、見分けがつかないからです。

しかし、名水百選に選ばれるくらい素晴らしい水ということを伝える方法はほかにもあると思います。ただ、先ほども述べたように、味・見た目にはっきりとした違いがないので、どのようにして水の素晴らしさを引き立てながらかつ付加価値をつけて、費用を抑えてPRしていくのかというのが課題だと考えます。私たちからは、課題解決のアイデアについての見解と、安曇野市の素晴らしい水のPRを今現在どのような方法で行っているのかということをお尋ねいたします。

なぜそこが課題だと考えるかという、加工しすぎても安曇野の水の良さが損そこなわれること、

PR もインパクトがなければ注目が集まらないこと、しかし付加価値を得るために大きな施設を造ったり高度な加工をしたりすると膨大な費用がかかってしまうということ。それらの問題点を避けながら PR し、注目を集められる効率の良い方法を見つけていかなければならないということ。これらの問題点をクリアしないで PR していくとなると、プロの協力が必要になってしまい多くの費用が発生してしまうことなどの新たな問題が生まれてしまうのではないのかと思うからです。

そのために、私たちは具体的な方法考えてみました。人口が増えていくことが一番良いのですが、これからは人口減少が予測され、余っている水道水を有効に収入にむすびつけ、水道設備の維持や、水道が大切に守られ、安曇野の水がこれからも大事にしていってもらえるよう具体的な案を考えてみました。

このことについては、N・S議員が次に述べます。

F2◆議長 (T・A 君)

続いて、N・S議員お願いします。

●議員Ⅱ (N・S 君)

私は、堀金中学校二年、N・Sです。

私からは先ほどの理由から、2つの提案をさせていただき、その実施について市のお考えをお聞きしたいと思います。

一つ目は、水に付加価値を付けて販売するというものです。水道水をPRし、水道水の利用の促進を図るため、水源の水を用いたペットボトルを製造する市町村はたくさんあります。近いところでは松本市がそうです。しかし、それだけでは、水道料金の収入減少を補えるとは思いません。大事なのは付加価値のつけ方だと考えます。

例えば「氷」です。氷を作る上では、ミネラルウォーターよりも水道水のほうが好まれます。なぜなら、ミネラルウォーターより塩素で消毒された水道水の方が、氷が溶けた際の雑菌の繁殖を抑え衛生的だからです。ミネラルウォーターはミネラル成分が多く、製氷機の浄水フィルターが目詰まりする恐れさえあります。

また、最近はおき氷によく使われる天然氷を生産するところが減少する一方です。ですが、都心などでは氷の味にこだわる飲食店などの業界が拡大しています。この需要の高まりを利用するのはどうでしょうか。水道水の製氷の可能性についてお答えください。

そしてその魅力を、SNSを使って発信していきます。流行の中心となっているのは10・20・30代の若者です。まずはその若者に安曇野に興味をもってもらうことが大切だと思います。今までも安曇野市では良さについて発信してきたと思います。しかし、発信の仕方やその内容についても一度見直し、持続的に機能するようなものを作っていきたいと考えます。安曇野市の「水」をテーマに、イメージ動画などのコンクールとそれに関係した市民参加のイベントを開催したり、入賞動画を一定期間県内外の民放で放映したりするのはどうでしょうか。

そうすれば、安曇野の水や自然の豊かさにひかれ「安曇野に移住したい」と考える人が増えて市の人口増加につながったり、安曇野産の水や氷を購入してみようと考えたりする人も増え、水道料金の収入増加にもつながるのではないのでしょうか。

二つ目は募金箱を使った資金集めです。水道管の工事の一つ目の提案もどうしてもお金がかかってしまいます。そこでスーパーやコンビニに募金箱を設置するのはどうでしょうか。現在安曇野にはコンビニが18店あります。1日に150円集まるとすると、 $18 \times 150 \times 365 = 985500$ で、1年で98万5500円も集まります。あくまでこれはコンビニだけの計算です。安曇野にはまだまだスーパーや小売店がたくさんありますし、募金箱を設置するにはたくさんのお金がかかるわけではありません。募金のお礼にキャンペーンステッカーを差し上げたり、場合によってはキャンペーンステッカーを販売し、その収益を必要な費用に充てたりしていくことなども考えられます。

また、募金箱だけでなくクラウドファンディングという方法もあります。安曇野市では過去に燕岳のトイレ設置目的でクラウドファンディングを実施しています。この時は250万円余りが集まりました。水道料金もそのようにして集めることもできると思います。

私たちは、以上のような提案を考えてみました。市としてのお考えを伺いたいと思います。

F3◆議長（T・A君）

市長、答弁をお願いします。

■市長

堀金中学校のご質問にお答えいたします。

水道事業の抱えている課題に対しまして、真摯に向き合い熱心にご討議いただき、将来の水道事業にご提言をいただき感謝申し上げます。

安曇野市の水道は、北アルプスに育まれた清冽な地下水を豊富に蓄え、国土交通省の「水の郷百選」に認定されています。また、議員の言われるとおり「名水百選」選抜総選挙でも「観光地としてすばらしい名水」「景観がすばらしい名水」の2部門で1位に選ばれた実績があり、安曇野市の水道事業は、この豊かな地下水を水源とし、市民の皆様に安全でおいしい水道水を供給しております。

現在水道事業を取り巻く環境はたいへん大きな転換期を迎えています。施設の老朽化、多発する自然災害への対応、人口減少に伴う料金収入の減少など、新たに課題が浮き彫りになってきました。こうした課題に対処し、安曇野市の水道事業が将来にわたり安全な水道水を安定的に供給していくため、平成29年3月に水道ビジョン（経営戦略）を策定し、現在実施しております。

水道事業が抱える課題の一つである、人口減少に伴う水道の料金収入減少を補う水道水の活用の工夫に対して、ご質問をいただいております。安曇野市では令和3年度から、誰もが水道水を飲める場をつくり、水道水を飲む文化が根付くよう、給水スポットの設置を始めました。

市民の皆さんや安曇野を訪れる方々に安全で美味しい水道水を実感していただくのが目的であります。また、マイボトルの習慣化を図ることで、プラスチックごみの削減につなげるため、安曇野市オリジナルボトルの製作・販売を行い、好評のうちに完売終了しました。

この度、これらの取組みを更に広げていく上で参考となる提案を多くいただきました。ありがとうございました。個々の質問については担当部長よりお答えいたします。

F4◆議長（T・A君）

上下水道部長、答弁をお願いします。

□上下水道部長

ご提案、ありがとうございます。

はじめに、「水に付加価値を付けて販売する」についてですが、安曇野市でも500ml入りペットボトルの製造をしています。

近隣の自治体に確認したところ、松本市及び大町市では、製造したペットボトルを販売していますが、安曇野市は市内のイベントや市外から会議で来庁されたお客様に配布をすることにより、安曇野市のPRを目的にしています。

安曇野市でもペットボトル水の販売を検討したいと考えますが、コストの面は勿論、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を考慮すると、実現が難しい状況です。なお、水道事業会計は、税金ではなく水道料金収入で経営しており、営利を目的とした企業会計になっています。従いまして、ペットボトルを製作・販売して利益が得られれば良いのですが、赤字になるようなことは避けなければなりませんので、このような課題を考慮しながら、取り組んでいきたいと考えます。

次に、「氷」という付加価値を付けるというご意見ですが、最近の社会状況や世論の動向を捉えた、素晴らしい意見だと思います。そこで、氷の需要についてリサーチしたところ、2021年以降、製氷業は緩やかな成長を示すと予想されています。その大きな要因は、医療分野及び加工食品の販売が急騰するということによるものです。

しかし、製氷市場は天候に影響を受けやすく、猛暑が続けば需要が増加しますが、氷自体の原価が安く、販売単価も低いことから氷だけの販売で利益を上げるのは難しいと判断をいたしました。また、「氷」を販売するためには、工場建設や氷の保管施設にも費用が掛かりますので、市として製氷事業に携わり水道事業で製氷販売していく可能性は低いと考えます。

なお、若者にターゲットを絞ったSNSの発信や、安曇野市の水をテーマに、イメージ動画などのコンクールや市民参加のイベントを開催し、入賞動画を一定期間、県内外の民放テレビで放映するというご意見については、有効な方法だと思いますので、安曇野市の水をテーマに市内の小・中学生に啓発ポスターを作成してもらう事を検討したいと思います。現在、市では水道施設の見学を市内の小学生を対象に実施して、水道水の勉強をしていただいていますので、小学生の作成したポスターを市役所ロビーや学校・公民館等に展示していきたいと考えます。

また、イメージアップの一環として、長野自動車道下り線から豊科高家で水道施設の配水池が確認できます。この施設の躯体を利用して、「安曇野の水道」のイメージ画を描き、高速道路を利用する皆さんに見ていただいて、イメージアップにつなげるよう検討したいと思います。

二つ目の「募金箱を使った資金集め」ですが、ご意見の中にあるように、水道管の布設工事費用はとても高額で、現在は年間で10億円程度の工事を実施しています。緊急性の高い箇所から工事を実施していますが、水道管の布設替え工事は今後も継続していくことが必要ですので、これからも多額の経費が掛かることになります。

今後、人口減少に伴い、水道料金収入減少が見込まれる中、僅かでも安定した水道事業経営を考えた場合、「募金箱」や「クラウドファンディング」による資金調達についても、一つの手法だと思われしますので、「クラウドファンディング」の実績のある部署から情報を得ながら研究してみたいと考えます。

F5◆議長（T・A君）

答弁を受けて、これからの自分たちの抱負や願いを述べてもらいます。

H・S議員。

●議員Ⅲ（H・S君）

私は、堀金中学校二年、H・Sです。

ご丁寧なご答弁ありがとうございました。私からは、ご答弁をいただいたことへの御礼と「減少する水道の料金収入を補う、新しい水道水の活用の工夫」について、学習してきたことから、目指す安曇野市のまちづくりについて私たちの願いを述べさせていただきます。

まずは、丁寧なご答弁をありがとうございました。

私たちも、新しい水道水の使用方法について関心を持ち続けていきたいと思います。市としても、引き続き市民がそういったことについて学習できる機会を提供していただけたらと思っています。その際に、多くの市民が進んで参加でき、危機感を持ってもらうだけでなく、楽しみながら水について考えられるイベントや活動の企画及び運営をお願いしたいと思います。根本にあることは、安曇野市民が安曇野の水により関心を持ち、誇りを感じて、市民一人ひとりの安曇野の水を守ってくのだという参加意識の醸成だと思います。

ともに、直接水道水を巡る課題だけではなく、根本である市の人口減少という課題について、他の面からも問題解決に向けて取り組んでいただけたらと思います。私たちも、引き続きこの課題に関心を持ち、学習し続けていきたいと思っています。

F6◆議長（T・A君）

ありがとうございました。

【中学生議会 市長答弁様式1】豊科北中学校

質問区分	中学生議会	議員名	豊科北中学校議員
発言順(通し番号)	NO: 7	所管課・室名	学校教育課
具体的な提言	① 大人、そして子供達を律する親世代や祖父母世代に対しても SNS の利用についての年代に合った学習会を行うことで、利用の仕方の底上げを図る。		
	② 各学校で「ネットトラブル予防旬間」を行い、今年度から利用しているクロームブックの効率的な利用方法について実践的に学び、インターネットの危険性と利点の二面性を身近に感じられるようにする。		

G1◆議長 (T・A君)

最後に、豊科北中学校お願いします。

豊科北中学校からの質問は、「ネット社会を安心して生きていくための市の取り組みの工夫」についてです。

まず始めに、O・C議員お願いします。

●議員 I (O・Cさん)

私は、豊科北中学校二年、O・Cです。

私たち豊科北中学校のグループは、「インターネットの利用による危険性」について学習してきました。そこで、私たち三人から対策を提案し質問をさせていただきます。

私からは、まず、私たちの質問の主旨と提言型質問の理由について述べたいと思います。

私たちは、インターネットを利用する全て世代の人にインターネットの安全な使い方が認識されているような安曇野市を目指しています。

最初に、豊科北中学校の2学年のスマートフォン利用率について述べたいと思います。私たち豊科北中学校2学年は、以前行ったアンケートで、他学年に比べても自分専用のスマートフォンやタブレット、インターネット機器を持っている人が多く、利用時間も他学年に比べて多い傾向があることがわかりました。そして、「どのように利用するのか」という質問に対しては「音楽を聴く、SNS を利用する」という意見が「学習に使う」ということよりも多いことがわかりました。さらに、「親にフィルタリングを設定してもらっているか・親と決めたルールがあるか」という質問に対して「フィルタリングをしてもらっている」と答えた人は過半数いたものの「設定してもらっていない」人がいるのが目立ちました。ルールがあると答えた人はさらに少なく、ほとんど自由に使っている状態の人が多く感じました。このようなインターネット利用の方法はほかの学校や学年の生徒にも当てはまると考えます。

さらに、市政講座を受講させていただいた後に答えたアンケートでも「なぜインターネット利用によるトラブルが減らないのか」という質問に対して全体の約半数の生徒が「自分は大丈夫

夫だと思っている」や「このくらいならいい」と思っていると回答しています。このような危険意識の低さがインターネットトラブルにつながっていくのではないのでしょうか。

これらの結果から、私は、私たちの世代がインターネットの安全な利用の仕方・危険性を深く考えていない。また、私たちより上の親世代もフィルタリングの大切さ、設定の仕方、安全なインターネットや SNS の利用方法がよくわからず、自分の子どもたちにも教えられていない可能性があるということが問題であると考えます。

このことを踏まえ、具体的な提案を S・A 議員が致します。

G2◆議長 (T・A 君)

続いて、S・A 議員お願いします。

●議員Ⅱ (S・A 君)

私は、豊科北中学校二年、S・A です。私からはこれらの問題を改善するための具体的な案について二つ提案させていただきます。

一つ目は、様々な世代に対してインターネットの利用についてインターネットで説明を行うという案です。今までは小中学生に対しての講演などの学習会は行われていましたが、大人や高齢者に対しての学習会はあまり行われて来なかったと思います。ただ若い世代に説明するだけではなく、その子供達を律する親世代や祖父母世代に対しても学習会を行うことが重要だと思います。と言われてもこのコロナ禍で、大人数が集まり、講演会を行うことはあまり勧められません。そこでサイトなどを作りそこで、ネットで注意したほうが良いことや豆知識などを伝えていくと良いと思います。また、インターネットの利用方法が分からない高齢者に対しては、テレビや新聞などを用いて同じように説明すればよいと思います。そうすることにより今までより様々な世代の人がインターネットにおける危険性や利点、効率の良い使い方について実践的に学べると思います。

二つ目は、各学校で「ネットトラブル予防旬間」を行うという案です。この旬間の内容としては、インターネットに関するトラブルの実際例を学活や道徳の授業などで扱い、起こった原因や、未然に防ぐ方法などについて知り、より臨機応変な対応を身につけるようにします。今までも行ってきた学校はあると思いますが、異なる点として先ほど言ったネットの使い方について実際に活用できる豆知識を教えることでより興味を持って授業に取り組めると思います。特に今年度から利用しているクロームブックの効率的な利用方法について教えると、インターネットの危険性と利点の二面性を身近に感じられると思います。

以上の二つの提案について市のお考えを伺いたいと思います。

G3◆議長 (T・A 君)

市長、答弁をお願いします。

■市長

豊科北中学校からの質問にお答えします。

インターネットや SNS は、現代社会において、社会生活を営むうえでますます必要不可欠

になってきております。今後も、さらに私たちの生活との密着度が増していくだろうと考えております。

小中学生のインターネットや SNS の利用率は、個人用のスマートフォンの利用率が上がり、安曇野市においても、小学生(小 3 以上)においては約 53%に、中学生では約 79%にまで上昇してきました(教育委員会独自調査 R3 年 5 月)。これは全国平均と同じくらいになります。

また、本年度より、安曇野市の全小中学生に、個人用のタブレット端末を一人ひとりに配布し、これからは家庭へ持ち帰っての利用も多くなっていきます。

一昨年の中学生議会で、「SNS やインターネットに関わる問題についてもっと自分たちの問題として主体的に考えていくことが必要である」という提言を三郷中学校からしていただきました。そんな中、今年度も豊科北中学校の皆さんからも自分たちの課題としてインターネットや SNS に関わる問題に取り組んでいただき、市に提言をいただいたことに頼もしさを感じております。その思いが具体的な動きになっていくよう、市としてもサポートしてまいります。

また、市民の皆様一人ひとりが、情報通信技術を身に着け、正しく適切に利用・活用していくために、市民活動サポートセンターの「くるりん講座」、公民館での「ICT 講座」や「親子プログラミング教室」など、市民が学ぶ機会を設けてきました。さらに情報通信技術の進歩やニーズに合わせ、充実させていきたいと思っております。

G4◆議長 (T・A 君)

教育長、答弁をお願いします。

□教育長

家庭でのインターネットや SNS の活用は、小中学生の中にも急速に広がっている状況です。このことは、皆さんは具体的に身近な仲間の中で調査をされて今回の提言をされたこと、大変素晴らしいなと思っております。

市では本年度小中学生全員にクロームブックを配布し、学習に活用するとともに家に持ち帰っても利用できるように、今準備を進めております。

そういった状況のなか、昨年 11 月には東京都町田市において、配布されたタブレットへの書き込みによるいじめを苦に、小 6 女子が自殺するというたいへん痛ましく悲しい出来事が起こってしまいました。また、社会においては多くの誹謗・中傷の書き込みによって傷ついたり、人権を無視した内容に大きな悲しみを感じたりする人々が増えているという報道が後を絶ちません。

インターネットや SNS を正しく利用していくために、機器の利用の仕方と危険性への理解を深めていくのだという力強い言葉をいただいて、そういった認識を持っておられることをたいへん心強く感じました。

皆さん方は、小中学生ですけれどもすでにご両親とか祖父母の皆さんの世代よりも、インターネットや SNS の知識や利用の仕方について、経験が豊富になりつつあります。正しい利用の仕方をしっかりと身に着けて、意識を高く持ち、家庭内や地域において自信をもって正しい利用法を伝えていってほしいと、こんなふうに期待をしております。

G5◆議長（T・A君）

教育部長、答弁をお願いします。

□教育部長

市長が申し上げた ICT 利用についてその講座の開催について、多くの方がインターネットや SNS の利用について正しい利用の仕方を身に付けていくことを目標にその内容や開催方法を研究してまいります。

教育部では、平成 30 年度から松本大学の協力を得て、ICT への興味や理解を深めていく機会として、小学生親子を対象とした「親子プログラミング教室」を開催し、例年 100 組以上の申し込みがあります。今後も開催を引き続き考えております。学習者や目的を明確にしながら、関連機関の協力を得て、より充実した学習機会を提供していきたいと考えています。

「ネットトラブル予防旬間」というご提言でございます。インターネットや SNS の利用について正しい利用の仕方を身に付け、定期的に自分や仲間の中での利用の仕方を見つめ、正しい利用について共通理解していくことは、ICT 活用において、その利用者自身が自律していく上で有効であると受け止めます。

令和元年度に、中学生議会で提案された「ICT 利用に関する中学校生徒代表者会」を行うこととし、会を立ち上げましたが、コロナウイルスの感染拡大の影響を受け開催ができずにおりました。コロナウイルスの感染状況を見極めながら、再度この会を立ち上げていく予定です。その会で、「ネットトラブル予防旬間」などの各校の取り組みも理解し、その良さを共有し合うことで生徒間でも自分たちの大事な課題として受け止めていくきっかけとしていただきたいと思います。

た、現在、教育部から ICT 活用に関わってほとんど毎日教育委員会の指導員が学校に派遣され、授業づくりや機器活用についての意識が高まるよう、各校において研修・学習機会を設けております。

機器の扱い方の周知・習得だけでなく、正しい利用の仕方、情報に対する見極めと社会への影響等について、合わせて考え学習する機会としています。皆さんも、機器の利用だけでなく、利用する人間としての在り方を考え、実践していく大事な基礎学習の機会としていただきたいと思います。

インターネットや SNS の利用についてご提言いただいたことに感謝いたします。自分たち自身の問題として受け止めておられる姿を今後も持ち続け、安曇野市をはじめ情報社会を支えて下さることを期待したいと思います。

G6◆議長（T・A君）

答弁を受けて、これからの自分たちの抱負を述べてもらいます。

M・Y議員。

●議員Ⅲ（M・Yさん）

私は、豊科北中学校二年、M・Yです。私からは、答弁に対するお礼と今後の私たちの願いについて述べさせていただきます。まず、質問に対する丁寧な答弁、ありがとうございました。

私たちは今後、さらに便利になっていくインターネットを使っていくと思います。インターネットは便利になっていくのと同時に、危険性も増していくと思います。例えば、本当に便利になり、小中高生がもっと簡単に SNS を利用できるようになると、今よりも軽率な投稿が増えていくとも考えられます。それがなくなるよう、今後も講座などの学習会で学習し、今まで以上に注意していきたいです。そのために、インターネットが便利になっていく社会にも対応していただきたいです。

また、今年から導入されたクロームブックの活用についてですが、私は、英語でわからない単語を調べたり、理科の実験を録画して何度も繰り返し見て理解を深めたりしています。このように自宅でもクロームブックを有意義に活用できるように、勉強法以外にも、部活動や趣味などにも取り入れられるなどの使用法に関する講座を行ってほしいです。このような講座を行い、SNS 以外の有意義な活用法を広めてほしいです。

そして、私たちは今後、今以上にインターネットを使用する機会が増えていくと考えます。その中でしっかり善悪の判断をつけ、有意義に使用できるよう努力していきたいです。また、インターネットを使用する年齢の低年齢化に関して、私たちがインターネットの正しい使い方についてしっかり学び、見本となっていきたいです。

本日は本当にありがとうございました。

G7◆議長 (T・A 君)

ありがとうございました。

(議事終了)。

◆議長 (T・A 君)

以上で、7校全ての質問を終了といたします。

それでは、ここで橋渡教育長あいさつをお願いいたします。

□教育長あいさつ

安曇野市及び市教育委員会を代表してご挨拶申し上げます。

中学生議員の皆さん、皆さんは各中学校を代表して議員となり、本日この議場において提言型の質問をしていただきました。今すべてが終わってどのような感想をお持ちでしょうか。緊張されましたか？ 私も答弁を何回かさせていただいたのですが、たいへん緊張いたしました。そんな中、しっかりと視線を向けて頷きながら本当に真剣に聞いてくださったこと、そのことに深く感銘を受け、改めて身が引き締まる思いがいたしました。

さて、今年度も市の各部局が抱える様々な課題について学ぶ中から、学校ごとに3人のグループでテーマを決め、積極的に学習を重ね、コロナ禍という制約もありましたが、調査などを行ったうえで、提言をまとめていただきました。

皆さんにはこれからの変化の激しい社会を生き抜いていくために、自ら体を動かし、頭を働かせて主体的に学ぶ態度を身に着けてほしいと願っています。皆さんはその期待に見事に応えてくれました。提案内容には、着眼点の良いものがたくさんあり、「よくここまで」と感じるような追究ぶりに驚かされるものもたくさんありました。そして、本日の議場での堂々とした姿にたくましさや安曇野市の明るい未来を感じました。今日の経験をもとに、さらに学びを深め、これからも主権者の一人として市政に関心をもって、積極的に関わっていただくよう期待をいたします。そして、これからどこに行ってもふるさと安曇野に誇りを持ち、自信をもって安曇野のよさを発信するとともに、やがては、市を発展させる担い手の一人としてなっただけならば、こんなにうれしいことはありません。

最後になりますが、各学校の校長先生、担当の先生方、また保護者の皆様方には、中学生議員への惜しみないご支援をいただきました。また、ご多用の中、傍聴してくださった皆様にも、心から感謝を申し上げます。

今日は、予定よりも少し早く進みましたけれども、もうしばらくしますと外は急速に暗くなってまいります。どうか交通にはくれぐれも気をつけてお帰り頂きたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

◆議長（T・A君）

以上を持ちまして、本日の中学生議会を終了いたします。お疲れ様でした。

閉会：議会事務局長

「ご起立をお願いいたします」「礼」

(16:03 終了)

資料 2



令和 3 年度安曇野市中学生議会
が開催されました
令和 3 年 11 月 13 日(土)





昨年度は、コロナウイルス感染防止のため中止となり、2年ぶりの中学生議会の開催でした。

各中学校から3名ずつ計21名の中学生議員が、14の提言型質問を行いました。その一つひとつに対して、市長はじめ部局長から答弁が行われました。

(提言及び答弁については、「質問及び答弁の記録」をご覧ください)



報告第2号	教 育 部 学校教育課
令和3年12月21日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 中田 吉成

タイトル	「石碑」「石像」等設置状況について
要旨	<p>11月16日(火)長野市内の小中学校で発生した石碑の倒壊による児童の負傷事故をうけ、市内小中学校に設置されている「石碑」「石像」等について、現在の設置状況の調査を行った。</p>
	<p>1 調査結果 (別紙 「石碑」「石像」等設置状況一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置数 小学校 68基 中学校 34基 計 102基 ・うち良好な状況でないもの 小学校 5基 中学校 2基 <p>2 危険防止対応</p> <p>今回の調査により、良好な状況でないものが小中学校あわせ7基あった。学校で対応できるものについては、すでに台座等から撤去。</p> <p>石碑部が大型で、人力で対応できないものについては、周囲の安全対策を施し、今後学校と調整しながら修繕等の対応を行う。</p>

「石碑」「石像」等 設置状況一覧 《小学校》

豊科南小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石碑 (校歌)	昭和62年	140cm (台座含む)	1.8m	0.9m	良好	S62年度卒業記念品
2	石像 (青空の下に)	昭和63年	140cm (台座含む)	0.9m	0.9m	良好	開校20周年記念
3	石像 (兜石)	不明	130cm	0.9m	0.8m	良好	
4	石柱	不明	147cm	20cm	30cm	良好	
5	石碑 (緯度・経度)	昭和43年	50cm	95cm	30cm	良好	昭和43年度卒業記念品

豊科北小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石碑 (正門門柱西側)	昭和56年	190cm	140cm	140cm	良好	S56 卒業生寄贈
2	石碑 (正門門柱東側)	昭和56年	190cm	140cm	140cm	良好	S56 卒業生寄贈
3	石像 (風祭り)	昭和46年	200cm	130cm	117cm	良好	S46 小林 亮介氏寄贈
4	石碑 (校歌歌碑)	平成2年11月8日	160cm	350cm	220cm	良好	H2 PTA寄贈
5	石碑 (学校の位置表示)	昭和46年	51cm	116cm	38cm	良好	S46 卒業生寄贈
6	記念碑 (10周年記念)	昭和55年10月	110cm	320cm	75cm	良好	S55 PTA寄贈
7	記念碑 (50周年記念)	令和3年10月	100cm	75cm	75cm	良好	R3 PTA寄贈

豊科東小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	卒業記念碑「あずまの森」	昭和60年	165cm	160cm	105cm	良好	台座と石碑の間のぐらつきなし。鉄筋等の固定物はない。現在ロープで囲んで人が入らない状態にしている。 H31。R2の予算編成時に「移設・耐震工事」要求。
2	校歌碑	昭和60年	140cm	160cm	70cm	良好	
3	中庭ブロンズ像	昭和62年	170cm	55cm	55cm	良好	
4	門柱 (2カ所)	昭和60年	230cm	85cm	85cm	良好	

穂高南小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	ブロンズ像 (小児の首)	昭和46年	1.4m	0.4m	0.4m	良好	
2	石碑 (校歌碑)	昭和57年	1.4m	1.2m	0.7m	良好	
3	石碑 (ふれあい記念碑)	昭和58年	0.35m	0.65m	0.2m	良好	卒業記念
4	ブロンズ像 (安曇野の子ら)	昭和55年	1.3m	1.2m	1.2m	2体あるうちの1体は固定のボルトが腐食。はずしてある。	台座含む
5	ブロンズ象 (小便小僧)	昭和60年	1m 像 (0.5m)	0.2m	0.2m	土台が固定されていないためはずしてある。	こい池内 サイズ：水上部の値
6	石碑 (丸山保翁頌徳碑)	昭和46年	1.8m	2m	0.9m	良好	
7	石像 (カタツムリ)	昭和49年	0.5m	1.8m	1.0m	良好	こい池内 サイズ：水上部の値
8	石垣 (正門他)	昭和43年	1.4m	4m	0.3m	強く押すと上の石が揺れる	正門4基
9	石像 (人)	昭和50年頃 不明	1.4m	0.7m	0.2m	良好	南花壇中央
10	石碑 (記念樹碑)	昭和41年	0.3m	0.7m	0.2m	良好	卒業記念

「石碑」「石像」等 設置状況一覧 《小学校》

穂高北小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	小児の首	昭和50年	1.6m (台座含)	35cm	50 c m	良好	
2	学校位置標	昭和48年	60cm	75cm	16cm	良好	卒業記念
3	校歌碑	昭和61年	1.1m	1m	15cm	良好	卒業記念
4	健やかに伸びよ	昭和58年	50cm	90cm	12cm	良好	水死事故児童 保護者寄贈
5	風見鶏	昭和51年	約3 m	約1m	約1m	良好	卒業記念・鉄製
6	丸山勝翁頌徳碑	昭和46年	2m	1.6m	70cm	良好	本校落成に あたって建立

穂高西小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最 大値)	奥行 (最 大値)	状態	特記事項
1	石像 (二宮金次郎)	平成29年	1.2 m (台座含)	50 c m	50 c m	良好	平成29年 PTA三役寄贈
2	校歌歌碑	平成8年	1.5m (台座含)	2.5m	2.8m	良好	十周年記念
3	学校教育目標石碑	平成12年	0.9m (台座含)	1.4m	0.5m	良好	
4	「小児の首」	平成28年	1.6 m (台座含)	1.0m	1.0m	良好	
5	門柱 (北側)	昭和62年	1.9m (台座含)	0.85m	1.1m	良好	
6	控柱 (北側)	昭和62年	1.4m (台座含)	0.8m	0.9m	良好	
7	門柱 (南側)	昭和62年	1.9m (台座含)	0.85m	1.1m	良好	
8	控柱 (南側)	昭和62年	1.4m (台座含)	0.8m	0.9m	良好	
9	西小学校の位置石碑	平成8年	1.0m	0.4m	0.4m	良好	
10	中庭池モニュメント「いのち」	平成元年	1.9 m (台座含)	1.5m	0.9m	かなり力をかけると 揺れる	

三郷小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石像(窓辺の少女)	平成17年	1.8m (台座含)	123cm	56cm	良好	
2	石像(タイムカプセル)	昭和59年	70cm (台座含)	124cm	90cm	良好	合併30周年記念
3	歌碑(校歌)	昭和61	1.5m (台座含)	225cm	75cm	良好	S61 卒業生寄贈
4	石像(二宮金次郎)	昭和56	175cm (台座含)	90cm	60cm	良好	
5	歌碑	平成元年	1.4m (台座含)	180cm	70cm	良好	H元年卒業生寄贈
6	正門(校章・校名)	令和元年	115cm	2.2m	60cm	良好	開校50周年記念
7	石碑(羅針盤)	昭和48年	70cm (台座含)	95cm	1 m	良好	S48 PTA寄贈
8	石碑(あずみのかげっ子)	昭和54年	1.7m (台座含)	1.9m	90cm	良好	

堀金小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石像 (ゆあみ)	平成17年	2.8m (台座含)	60 c m	60 c m	良好	
2	石像 (かぶと)	平成17年	70 c m	70 c m	1 m	良好	

「石碑」「石像」等 設置状況一覧 《小学校》

明南小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石碑	昭和45年	1.5m	1.8m	70cm	良好	開校10周年記念
2	石像（二宮金次郎）	昭和40年	2.6m (台座含)	1m	1m	良好	
3	石碑（門柱）	昭和36年	2m	1m	1m	良好	
4	石碑（門柱）	昭和36年	2m	1m	1m	良好	
5	石碑	平成3年	1m	2m	70cm	良好	開校30周年記念
6	石像（オブジェ）	平成3年	2m	1.5m	1m	良好	開校30周年記念
7	石像（オブジェ）	平成7年	1m	70cm	50cm	良好	

明北小学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石像（二宮金次郎）	不明	115cm 台座抜き	30cm	40cm	良好	
2	石碑（校歌の歌碑）	昭和48年	150cm	220cm	50cm	良好	開校10周年記念 校舎全面新築記念
3	石碑（学校の位置）	昭和41年	67cm	20cm	20cm	良好	昭和41年度卒業記念
4	石碑（呼びかけ）	平成25年	54cm	33cm	9cm	良好	鶴田校長より寄贈
5	石碑（記念樹 桜）	昭和52年	40cm	10cm	10cm	良好	昭和52年度卒業記念
6	石碑（記念樹 柏）	平成1年	77cm	18cm	9cm	良好	平成元年度卒業記念
7	モニュメント	平成9年	75cm	120cm	17cm	良好	校舎改築記念
8	石像（むかえる）	平成12年	110cm	110cm	150cm	良好	小出芳正様より寄贈
9	石像（ぶじかえる）	平成12年	110cm	110cm	150cm	良好	小出芳正様より寄贈

★小学校設置数	68箇所
----------------	-------------

※設置年は明確にならない場合は「〇年頃」で記入ください。

※高さ、幅、奥行きについてはおよその寸法を記入ください。（高い石像などは、目視の高さで結構です。）

※その他安全点検で、危険な状況が確認できましたら併せて記入願います。

「石碑」「石像」等 設置状況一覧 《中学校》

豊科南中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石燈籠	昭和60年	2.5m	3 m	2.5 m	良好	S60 個人寄贈
2	石碑	昭和60年	0.6m	1.6m	1.2m	良好	S60 卒業記念
3	石像	平成6年	2.1m	0.6m	0.6m	良好	H 6 開校10周年記念
4	石碑	平成6年	1.3m	2m	0.66m	良好	H 6 開校10周年記念

豊科北中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石碑 豊科北中学校校歌碑	昭和62年	1.8m	2m	50cm	良好	旧豊科中より移動設置
2	石碑 若さいのちを事故から守る	昭和62年	1m	70cm	50cm	良好	旧豊科中より移動設置
3	石像 春を待つ像	昭和62年	3m (台座含)	50cm	50cm	良好	新築移転記念
4	石像 二宮金次郎像	昭和62年	1m (台座含)	50cm	50cm	良好	旧豊科中より移動設置

穂高東中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	正門（大）2柱	不明	160	75	75	良好	
2	正門（小）2柱	不明	120	55	55	良好	
3	生徒通用門 2柱	不明	120	45	45	良好	
4	北西通用門 2柱	不明	160	63	63	良好	
5	標示塔	昭和38年	88	122	48	良好	昭和38年度卒業生寄贈
6	田舎のモーツアルト碑	昭和60年	140	150	70	良好	穂高中学校同窓会寄贈
7	輝光日新碑	昭和63年	145	355	122	良好	台座含 昭和63年穂高中学校 父母と先生の会寄贈
8	校歌歌碑	昭和50年	140	260	105	良好	台座含 昭和50年度 卒業生寄贈
9	卒業記念庭園碑	昭和47年	48	50	30	良好	昭和47年度卒業生寄贈
10	ふるさとの庭碑	平成5年	95	140	80	良好	穂高中学校同窓会寄贈
11	若木よたくましく育て碑	平成5年	100	120	70	良好	平成5年度穂高中学校 生徒会寄贈
12	坑夫像	昭和30年	190	205	220	良好	台座含 荻原守衛 親族寄贈
13	稔り像	平成3年	205	150	225	良好	台座含 穂高中学校 同窓会寄贈
14	伸びる像	昭和42年	400	165	180	良好	台座含 昭和42年度 卒業生・美術クラブ寄贈
15	生 君はここに何を見るか像	昭和59年	80	200	150	良好	穂高中学校卒業生寄贈
16	春の笛像	昭和58年	240	210	180	手で強く押すと足元が 僅かに揺れる	台座含 30周年記念事業 実行委員会寄贈
17	登頂像	昭和59～平成4年の間	160	70	60	良好	職員玄関に設置 可動式 台座寄贈者不明
18	春の風像	昭和59～平成4年の間	165	60	50	良好	南校舎1階階段下に設置 可動式台座 寄贈者不明
19	裸婦像	昭和59～平成4年の間	175	35	70	良好	校長室に設置 寄贈者不明

穂高西中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石像（坑夫像）	平成14年	2m(台座含)	85cm	40cm	良好	

三郷中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石碑（学校の位置を示すも	昭和44年	8 0 cm	9 1 cm	6 8 cm	良好	S44 卒業記念品
2	石碑（モニュメント）	昭和41年	6 2 cm	1 2 5 cm	3 0 cm	良好	S41 卒業記念品
3	石像（少女像）	平成13年	1 7 0 cm (台座含)	1 2 0 cm	5 5 cm	良好	H13 卒業記念品
4	「希望」の像	昭和52年	2 0 5 cm (台座含)	6 1 cm	4 7 cm	良好	※石像ではない。

堀金中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石碑	昭和46年	1.5m	1.5m	30 c m	良好	S 45年度卒業生寄贈

明科中学校

番号	名称	設置年	高さ	巾 (最大値)	奥行 (最大値)	状態	特記事項
1	石像「飛翔」	昭和61年	125cm	150cm	70 c m	手で押すと揺れる	明科簡保海外旅行 交友会寄贈

★中学校設置数 34箇所

※設置年は明確にならない場合は「〇年頃」で記入ください。

※高さ、幅、奥行きについてはおよその寸法を記入ください。（高い石像などは、目視の高さで結構です。）

※その他安全点検で、危険な状況が確認できましたら併せて記入願います。

報告第3号	教育部 各課
令和3年12月21日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 2件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度12月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
50	R3.11.30	社会教育担当	第24回あづみ野おなかまキッチン	あづみ野おなかまキッチン	玉村 昌代	あづみ野おなかまキッチン	後援 「あづみ野おなかまキッチン」を子ども食堂の活動として、認定こども園や学校を通じて、広く子どもたちに知ってもらうため。	11月29日	令和3年12月19日(日)	○	過去承認	○	12月2日	堀金公民館調理実習棟	主に子どもを対象に食事をふるまい、大人も高齢者も立ち寄って一緒にご飯を食べられるような場、子どもが安心して遊んだり学習したりできるような「居場所」をつくることを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策として、お弁当配布の形で実施 お弁当40食 無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
51	R2.12.2	スポーツ推進担当	2022 新春さわやか元旦マラソン	安曇野総合型地域スポーツクラブスポネット常念	臼井 良臣	安曇野総合型地域スポーツクラブスポネット常念	後援 市民に参加を呼びかけ、生涯スポーツの推進を図る。また、他世代とのコミュニケーションの場を設ける	12月2日	令和4年1月1日(土)元旦	○	過去承認	○	12月6日	堀金多目的屋内運動場常念ドーム集合、堀金中央公園西側 スタート・ゴール	市民の健康・安全を祈願し、新年を新たな決意を持ってスタートする場として開催する。	コース:2km・3km・5km 拾ヶ堰ランニングコース 参加料:1人100円 ※新型コロナウイルス対策として、マスク持参、体温チェック、手指の消毒等を行う。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第4号

令和3年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学時健康診断業務	○就学時健診 ・12/1 豊科東小学校 ・総ざらい対象者の抽出	○来年度実施日程調整依頼 各学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼
教職員健康推進事業	○第2回ストレスチェック実施 ・11/29～12/12 ○教職員健康診断 総ざらい実施	○カウンセリングルーム実施 ・1/15：会場 穂高会館
就学援助事務	○就学援助・特別支援就学奨励費 ・修学旅行費支給 ○就学援助費 ・新入学学用品費（事前支給分）案内配布	○就学援助費 ・新入学学用品費（事前支給分）受付は1/12（水）～2/10（木）の予定
就学事務		○令和4年度入学予定者の保護者へ「入学通知書」発送
GIGA スクール	○ICT 活用支援 ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○ICT 教育推進委員会 ・第6回 ICT 教育推進委員会の開催 ・研究指定校（豊科北小学校）の研究授業への参加	○機器整備 ・モバイル Wi-Fi 購入及び指導者用端末の購入準備 ○ICT 教育推進委員会 ・令和4年2月開催に向けた準備
コミュニティスクール事業	○学校支援ボランティアへ国型コミュニティスクール移行に係るお知らせとアンケート通知 11月25日 ○堀金地域教育関係者連絡会 12月9日 ○安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱廃止及び地域学校協働活動推進員設置要綱の制定	○地域学校協働本部連絡会（仮）準備会の実施（12/24～12/27） ○堀金地域教育関係者連絡会 1月中旬
学校安全支援事業	○学校安全総合支援事業 県から派遣される学校防災アドバイザーによる各学校の児童・生徒の避難訓練や避難マニュアル等のチェック。 ・11/25 穂高西小学校② ・12/2 明南小学校① ・12/9 豊科北小学校①	○学校安全総合支援事業 ・1/19 堀金小学校①

令和3年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育委員	第3回社会教育委員の会議（書面開催）11月下旬 ・諮問書「交流学习施設使用料の減免に関する基準の改正について」に係る答申書（案）の書面決議	

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
市民大学講座（信大編）	11月25日（木）第3回「イタリア、都市と美術」 参加者数：41人 12月2日（木）第4回「古代史の楽しみ方」 参加者数：40人 12月9日（木）第5回「宇宙線と宇宙」 参加者数：40人	
学校開放講座	12月18日（土） 「本格的ハードカバー製本」（豊科高校）	
安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業		1月19日（水）

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権デザインプロジェクトポスター展	11月27日（土）～12月10日（金） 市役所1階東ロビー展示 12月11日（土）～24日（金） 三郷公民館ホール展示	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会	第3回公民館運営審議会（書面開催）11月下旬 ・諮問書「公民館使用料の減免基準の見直しについて」に係る答申書（案）の書面決議	
公民館長・主事会	11月22日（月）第8回公民館長・主事会 ・令和4年度第16回公民館大会について ・公民館使用料の減免基準の見直しについて ・公民館の貸館について 他 12月13日（月）第9回公民館長・主事会 ・公民館使用料の減免基準の見直しについて ・令和4年度予算要求について ・地区公民館報表彰について ・公民館報のアンケート結果について 他	1月11日（火）第10回
公民館報	11月29日（月）企画会議 ・館報第63号の内容について ・館報第62号の最終確認について 12月15日（水）館報第62号発行	
総合芸術展	11月22日（月）第3回実行委員会 ・第11回安曇野市総合芸術展受付当番表（案）について ・作品選考の絞り込みについて	

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ	R4 年度受け入れ場所確保及び定員決定（12 月中）	1 月下旬 入所決定可否通知発送

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	12 月上旬 消耗品、備品入札	3 月下旬 竣工式開催

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	12 月 18 日（土）県青少年育成県民運動 50 周年記念大会	1 月 19 日（水）青少年センターだより 22 号発行
青少年体験事業	12 月 5 日（日）親子体験ラボ キャンドル講座	
成人式		1 月 9 日（日）令和 4 年成人式
子ども会育成会	12 月 4 日（土）子ども会安全啓発指導者講習会	

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
わいわいランド	10 小学校で毎週水曜日活動中。今年度の登録児童 1,075 人、登録スタッフ 168 人、平均開催回数 5.1 回。1 学期は 6 月、2 学期は 10 月から開始。	3 月上旬まで実施予定。（コロナレベル 4 以上で延期になる。）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第 58 回童謡祭り、第 40 回作詞作曲コンクール	第 41 回作詞作曲コンクールの作品募集開始 応募締め切り 令和 4 年 1 月 20 日（木）	
ふるさと探訪講座	安曇野道祖神散歩 第 2 回 期日 11 月 26 日（金）に実施 講師 窪田 雅之さん（松本市馬場家住宅館長） 堀金地域の道祖神を訪ね地域の歴史・民俗を学んだ。参加者数 16 名	令和 4 年度講座として三郷地域・穂高地域の道祖神巡りをすることを計画、準備する。
ICT 講座		講師・日程を調整し年度内に開催する。
地区対抗球技大会	11 月 25 日（木）スポーツ推進員との打ち合わせを実施。 当初は体育部長会を実施し、地区対抗ワンバウンドふらばーるバレー大会を 2 月に行う予定であったが、屋内であること、待機時間に密集状態になることから開催の可否を審議。各地区からも意見を確認し、決定すべきと判断。	12 月 13 日（月）メ切でアンケート調査を実施中。 いただいたご意見を参考にしつつ開催の有無を決定し、周知する。
地区公民館補助金説明会	12 月 16 日（木） 令和 4 年度の地区公民館補助金について分館役員に説明。	

穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
地区公民館長会議	12月21日（火） 臨時地区公民館長会議 内容：地区公民館活動補助金等について	
健康づくり講座		1月12日（水）から 気軽に太極拳教室
季節の料理教室	12月8日（水） プロが教えるそば打ち教室① 参加者：8名 12月15日（水） プロが教えるそば打ち教室②	
趣味の講座	11月19日（金） 藁箆づくり教室⑤ 参加者：10名 11月26日（金） 藁箆づくり教室⑥ 参加者：9名	
青少年講座		1月29日（土） 小学生スキー教室
I C T講座		1月13日（木）、27日（木）に 実施予定であったが、講師の都合で2月3日（木）、17日（木）に延期

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
生きがい講座	11月25日（木） 料理教室 季節の料理を学ぶ （調理のみで作った料理は自宅で試食をする）	
三郷祭運営委員会	11月26日（金） 文化産業展、菊花展の反省と来年度への要望	
けん玉チャレンジ	11月28日（日） 第6回目実施	
I C T講座	12月3日（金） はじめてのスマホ教室 ソフトバンクより講師を招きスマートフォンの活用方法を学ぶ	
生きがい講座	12月4日（土） クリスマスリース教室 生の材料を使ったリースの作成 （参加者がいない為中止）	
郷土講演会	12月5日（日） 三郷郷土研究会と共催で小倉官林開拓史を学ぶ	
親子支援講座	12月19日（日） 三郷まなび隊④ クリスマス（デコレーション）ケーキ作り	

三郷教育関係者連絡会		12月22日(水) 小中学校・こども園・社協他教育関係者との連絡会(2ヶ月に1回実施)
I C T (健康長寿) 講座		12月23日(木) A Z U 健体操教室 (Z o o m を使った講座)
健康づくり支援		1月1日(土) 元日ウォーキング
親子支援講座		1月5日(水) 冬休み書初め教室
冬季スポーツ大会抽選会		1月12日(水) 冬季スポーツ大会実施に伴い 地区公民館体育部長会議
生きがい講座		1月26日(水) コーヒー教室②
健康長寿講座		1月28日(金) 若返り体操教室①
生きがい講座		1月30日(日) けん玉チャレンジ⑦

堀金公民館事業費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
地区公民館役員会	12月7日(火) 冬期スポーツ大会実施の検討、活動補助金の実績報告についての説明等を行った。 地区公民館役員等30名、事務局4名。	2月17日(木)に今年度最後の役員会を開催する予定。
家庭教育講演会実行委員会	12月14日(火) 来年度の講演会の内容・予算について検討。 実行委員11名、事務局2名。	
お宝発見講座「団結と知恵で苦難を乗り越えた風情ある集落：扇町」	12月20日(月) 地区の歴史を学ぶ講演会。 定員60名。	
堀金文化祭(芸能発表会・作品展)実行委員会		1月14日(金)実施予定 今年度の反省。
お宝発見講座「安曇野の神々」		1月17日(月)実施予定 様々に祀られている安曇野の神々についての講演。

明科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
いいまちサロン（共催事業）	<p>11月24日（水）健康生活実現と食について ～コロナに負けない免疫力を高める栄養素摂取の食事を中心に～ 講 師 齊藤まさ子（上級食育指導士） 内 容 免疫力を高める食事のあり方を解説 参加者 21名</p> <p>12月20日（月）クリスマスお楽しみコンサート 出 演 柳沢章子（ソプラノ）、福嶋るみ（ピアノ） 内 容 クリスマス音楽会</p>	<p>1月25日（火） 戦国の明科 ～明科の山城巡りの一環として～ 講師 逸見大悟 （市文化課職員）</p>
スポーツ教室	<p>12月1日（水）月いちワンバウンドマッチ⑦ 講 師 スポーツ推進委員 内 容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会 参加者 12名</p>	<p>1月5日（水） 月いちワンバウンドマッチ⑧ 講師 スポーツ推進委員 内容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会</p>
ICT講座	<p>12月2日（木）スマホ活用講座（初級編） 講 師 明科公民館職員 内 容 スマホでできることなどを解説 参加者 36名</p>	
明科生活・文化講座	<p>12月7日（火）明科の宝 PARTIX ～学校資料からのぞいてみよう！明科の近現代～ 講 師 平沢重人（市文書館長） 内 容 明科地域の学校教育の歴史と地域の変遷を解説</p>	<p>12月24日（金） お正月の花を飾ろう 講師 細川留美子 内容 生花の生け方を解説</p>
地区公民館長・主事会議	<p>12月17日（金）第2回地区公民館長・主事会議 会議事項 ・地区公民館活動補助金の実績報告について ・地区公民館人権学習会の実施状況について ・あやめ杯ワンバウンドマッチについて ・令和4年度 明科公民館事業計画について 外</p>	
料理講座	<p>12月21日（火）年末年始料理講座 講 師 高橋清美（元松本広域調理師会会長） 内 容 ミートロールのパイ包みなどの調理方法を解説</p>	
季節のコンサート		<p>1月21日（金） 新春コンサート ～箏と尺八のしらべ～ 出演 小澤雅美穂、有賀雅栄（箏）、原靖堂（尺八）</p>
歴史探訪講座		<p>1月27日（木） 明科の宝 PART10 ～近世の明科、残る村絵図～ 講師 青木弥保（市文化課職員） 内容 江戸時代に作成された村絵図から読み取れる当時の人々の生活や社会の変化を解説</p>

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	○スポーツ推進委員研修会 11月27日（土）午前10時～ 堀金支所 会議室1 参加者:22名 内容:「手話についての講義」	

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○ファミリースポーツカフェ 『家族で動き作り運動ボール編』（家族他） 11月20日（土） 堀金総合体育館 15組（31名） ○ファミリースポーツカフェ 『ウォーキングサッカー教室』（小学生以上） 12月18日（土） 堀金中学校体育館 ○COT研修会（市内認定こども園等保育士他） 12月16日（木） 安曇野市役所 大会議室 45名予定	○ピラティス教室 （18歳以上） 1月13日～3月17日（毎週木） 全10回 明科公民館 ○松本山雅親子ふれあい教室 （小学校低学年と保護者） 1月15日～3月12日（毎週土） 全9回 豊科勤労者総合スポーツ 施設体育館 ○ファミリースポーツカフェ 『ファミリースポーツレストラン』（家族他） 1月16日（日）堀金総合体育館 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合があります</u>
市民スポーツ祭	○柔道競技会 11月23日（祭） ⇒ 中止 ○剣道競技会 12月4日（土）	○ゲートボール競技会 1月27日（木）に変更 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合があります</u>

穂高プール解体工事

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高プール解体	○解体工事着工（令和3年10月～令和4年3月） ・解体、分別作業、各廃材搬出	

豊科南部総合公園管理運営事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	○安曇野市総合体育館（ANCアリーナ） 開館準備業務委託（令和3年12月まで）	○指定管理者による管理運営 R4.1.1～R9.3.31（5年間3カ月） ○プレオープン R4.1.5（水） ○グランドオープン オープニングセレモニー R4.1.15（土）午前10:30より オープニングイベント R4.1.15（土）・16（日）

令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
第2回東京藝術大学交流事業	オンラインによる楽器演奏指導 11月13日(土) 穂高東中 29人・27日(土) 堀金中 9人	
長野オーガニックAIR 主催:長野県文化振興事業団	第3回滞在 11月17日(水)～11月24日(水) 「安曇野でつくる新作ダンス『イチニタスアヅミノノ』」 公演 11月23日(火) 穂高会館講堂 観覧無料 出演 ... 1(アマリイチ)(斉藤綾子・益田さち) 13時公演 22人、17時公演 16人	
0歳からのミニコンサート	11月19日(金) 会場:穂高会館講堂 定員 50名 出演者 寺島美紀(ピアノ)... 1(アマリイチ)(斉藤綾子・益田さち)(ダンス) 事前予約制 入場料 100円(大人のみ) 午前の部 78人、午後の部 63人	
あづみの新進音楽家コンサート2021	12月4日(土) 出演 上原雅史、月岡穂南(サクソ) 入場料 500円 来場者 69名	
安曇野市美術館博物館連携事業	令和3年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(4/28)) 10月利用者数:20人、11月利用者数:23人、	
ギャラリートークリレー2021	10月19日(火)～11月3日(水) 豊科近代美術館・田淵行男記念館・飯沼飛行士記念館 高橋節郎記念美術館・豊科郷土博物館・穂高郷土資料館 貞享義民記念館・白井吉見文学館・天蚕センター 井口喜源治記念館・絵本美術館森のおうち・山岳美術館 征矢野久水彩館 参加者数のべ 685人 オンライン解説動画配信中	
あづみの学校ミュージアム	12月2日(木) 穂高東中学校 137人 12月22日(水)・23日(木) 三郷小学校	
三郷交流学習センター展示	高田博厚の生き方展 12月8日(水)～令和4年1月13日(木)	
本庁舎4階展示	上田太郎山岳絵画展示 12月9日(木)～令和4年2月末	

文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
ちくに生きものみ らい基金充当事業	令和4年1月21日(金) 豊科東小 長峰山	
能楽講演会・ 子ども能楽発表会 主催 実行委員会	発表会・能楽講演会 12月11日(土) みらい 講師 青木道喜 来場者数 75人 文化庁「子どものための伝統文化の体験機会回復事業」採択	
早春賦音楽祭本ス テージ 主催 実行委員会	12月12日(日) 穂高会館講堂 来場者数 170人	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	・進捗状況に応じて、旧三郷民俗資料館及び旧堀金歴史民俗資料館の資料整理も実施する。
企画展	・友の会展覧会(書芸、着物リメイク展) 会期: 1月15日(土)~1月30日(日)	・白鳥写真展 会期: 2月5日~3月6日 作品募集: 1月9日開始
講座等	・「太子堂物語」上映会 期日: 11月17日(水) 参加者 7人 11月28日(日) 参加者 5人 ・こたつ講座(第1回) 期日: 11月27日(土) 参加者 13人 12月4日(土) 参加者 7人 (3回目以降) 1月15日、1月29日、2月5日、2月19日、3月5日(それぞれ土曜日)	・昔の暮らし体験教室 12月に各小学校と調整。 1月17日(月)、20日(木)、24日(月)、27日(木)、28日(金)、2月1日(火)、3日(木)、7日(月)、10日(木)、25日(金)に全10校にて実施。
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力 ・国営アルプスあづみの公園の企画事業への協力 ・穂高西小学校 地域探検クラブへの職員派遣	
刊行物	・『豊科郷土博物館研究紀要 第8号』刊行 12月17日(金) 執筆者及び内容等決定	・原稿締切 2月25日(金) 納品予定 3月31日(木)

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」公開 (3月1日～)	
コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> ・「困った生きもの～ぼくらの無愛想な隣人たち～」 会期: 11月25日(木)～1月24日(月) 場所: 明科中学校 ・「安曇野の特産物～今昔～」 会期: 11月30日(月)～1月31日(月) 場所: ほりで一ゆ～四季の郷 ・「みえる水、みえない水～安曇野を巡る地下水の秘密～」 会期: 12月1日(水)～1月26日(水) 場所: 穂高交流学习センター ・『鐘の鳴る丘』と主題歌『とんがり帽子』 会期: 12月10日(金)～ 場所: 穂高公民館 	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞風篆刻会作品展 会期: 11月19日(金)～11月25日(木) 参加者: 33人 ・第5回くらふとのわ・笑・和展 会期: 11月27日(土)～12月5日(日) 参加者: 93人 ・人権月間展示(人権男女共同参画課による展示) 会期: 12月7日(火)～12月24日(金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイホーム楓作品展 会期: 1月22日(土)～2月6日(日) ・令和4年度企画公募展の募集 期間: 1月25日(火)～2月20日(日)
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座 期 日: 8月28日、9月25日、10月9日、10月30日、11月13日、11月27日、12月11日(それぞれ土曜日) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「おしゅん 2021」朗読会 期日：11月23日（火） 参加者：午前・午後各22人 ・第3回ふるさとを知る講座 「貞享騒動～なぜ加助様は愛され続けるのか!!～」 期日：12月4日（土） 参加者：21人 	
--	--	--

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 45,001 点、地域資料 41,233 点(11 月末現在) (11 月新規点数/公文書 1,084 点、地域資料 0 点)	
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度後期企画展「江戸時代を生きる～出来事を記録する古文書～」 会期:9月5日（日）～12月28日（火） 	<ul style="list-style-type: none"> ・『穂高の宝』刊行記念展示 会期:1月11日（火）～3月31日（木）
刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・『文書館紀要 第3号』刊行 11月下旬～12月上旬原稿取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月納品予定。
市誌編さん	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回市誌編さん委員会 期日：12月21日（火） 内容：「民俗編」の進捗状況について 	

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
地域資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・『臼井吉見文学館 30 周年記念誌』の作成（現在校正中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月末納品予定

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』の頒布等	市内の施設で無料配布終了。市ホームページを通じて PDF 版と Webbook 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『豊科の宝』の刊行	<ul style="list-style-type: none"> ・豊科地区の文化財等を題材とした冊子の執筆・編集。 ・12月1日（水）、入札執行。業者決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校正3回 ・3月末日納品予定

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	資金計画、業者、施工方法等の検討を進める
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科（梅干野研究室）との連携事業 ・穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査 ・古民家の記録保存	神社調査（小田多井・吉野・本村神社 11月14日）
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	
文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財（木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂）」の無料公開を実施	月一回の無料公開を実施
文化財パトロール	文化財調査委員会委員による市指定文化財のパトロールを実施	実施期間 12月～1月
地区の祭り実施状況調査	令和2年度に引き続き、調査票（アンケート）の配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる（調査対象：指定文化財16件、未指定16件）	12月中に調査票配布予定

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和3年度以降公共事業協議	令和3年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
明科廃寺出土遺物整理作業	平成30年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業の実施	7月から整理作業開始（～11月30日終了）
埋蔵文化財報告書作成作業	『令和2年度分試掘・立会報告』ほか2冊発掘調査報告書刊行に向けての作業（入稿 →校正 →刊行）	

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
安曇野市図書館 郷土巡回展示連動企 画講演会	「林学博士 白沢保美 ～森をめぐる時代背景と植物の世界～」 期日：12月18日（土） 場所：ゆりのき	郷土巡回展示 12月末まで各館で展示
安曇野市図書館 本のお年玉	期日：1月5日（水）～ 場所：全館	

報告第5号	教育部 学校教育課
令和3年12月21日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)中村 正勝

タイトル	令和3年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

報告第6号	教育部 学校教育課
令和3年12月21日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。

報告第7号	教育部 学校教育課
令和3年12月21日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 山田 留美

タイトル	私立高校に対する公費助成についての陳情について																																						
報告を要する事項の内容	陳情書提出についての報告																																						
要旨	中信地区私学助成推進協議会から、私立高校に対する公費助成の陳情書が提出されたもの。																																						
説明	<p>1. 陳情書の要旨</p> <p>(1) 私立高校への経常費補助金（生徒数分割）の継続を行っていただきたい。</p> <p>(2) 国・県の関係者に対して、就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額、施設整備費の補助、授業料軽減補助の増額など、私学助成増額のための意見書をあげていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【国・県向けの意見書要旨】</p> <p>① 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。 ② 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。 ③ 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。</p> <p>2. 令和3年度 中信地区私学助成推進協議会各校への助成状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">生徒 総数</th> <th style="text-align: center;">市内在住 生徒数</th> <th style="text-align: center;">安曇野市からの補助額 ※市内生徒1人×10,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松商学園高等学校</td> <td style="text-align: center;">1,316人</td> <td style="text-align: center;">171人</td> <td style="text-align: center;">1,710,000円</td> </tr> <tr> <td>松本第一高等学校</td> <td style="text-align: center;">654人</td> <td style="text-align: center;">72人</td> <td style="text-align: center;">720,000円</td> </tr> <tr> <td>松本国際高等学校</td> <td style="text-align: center;">1,021人</td> <td style="text-align: center;">98人</td> <td style="text-align: center;">980,000円</td> </tr> <tr> <td>エクセラシオン高等学校</td> <td style="text-align: center;">322人</td> <td style="text-align: center;">27人</td> <td style="text-align: center;">270,000円</td> </tr> <tr> <td>信濃むつみ高等学校</td> <td style="text-align: center;">428人</td> <td style="text-align: center;">67人</td> <td style="text-align: center;">670,000円</td> </tr> <tr> <td>東京都市大学塩尻高等学校</td> <td style="text-align: center;">854人</td> <td style="text-align: center;">48人</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> </tr> <tr> <td>松本秀峰中等教育学校</td> <td style="text-align: center;">244人</td> <td style="text-align: center;">26人</td> <td style="text-align: center;">260,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">4,839人</td> <td style="text-align: center;">509人</td> <td style="text-align: center;">5,090,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成対象生徒数は、令和3年5月1日基準日における在籍者 ※松本秀峰中等教育学校は、後期課程が助成対象</p>			学校名	生徒 総数	市内在住 生徒数	安曇野市からの補助額 ※市内生徒1人×10,000円	松商学園高等学校	1,316人	171人	1,710,000円	松本第一高等学校	654人	72人	720,000円	松本国際高等学校	1,021人	98人	980,000円	エクセラシオン高等学校	322人	27人	270,000円	信濃むつみ高等学校	428人	67人	670,000円	東京都市大学塩尻高等学校	854人	48人	480,000円	松本秀峰中等教育学校	244人	26人	260,000円	合 計	4,839人	509人	5,090,000円
学校名	生徒 総数	市内在住 生徒数	安曇野市からの補助額 ※市内生徒1人×10,000円																																				
松商学園高等学校	1,316人	171人	1,710,000円																																				
松本第一高等学校	654人	72人	720,000円																																				
松本国際高等学校	1,021人	98人	980,000円																																				
エクセラシオン高等学校	322人	27人	270,000円																																				
信濃むつみ高等学校	428人	67人	670,000円																																				
東京都市大学塩尻高等学校	854人	48人	480,000円																																				
松本秀峰中等教育学校	244人	26人	260,000円																																				
合 計	4,839人	509人	5,090,000円																																				

令和3年12月15日

安曇野市教育長
橋渡 勝也 様

中信地区私学助成推進協議会

会長 細田 理恵

事務局 東京都市大学塩尻高等学校

塩尻市広丘高出2081

TEL 0263-88-0104

FAX 0263-54-0490



私立高校に対する公費助成をお願いする 陳 情 書

謹啓 貴職におかれましては、日頃、私立高校の振興のために格別のご理解ご支援を賜り深く感謝申し上げます。また、私学助成につきましてもご配慮賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中信地区私学助成推進協議会〔信濃むつみ高等学校・松本国際高等学校・松商学園高等学校・松本秀峰中等教育学校・エクセラン高等学校・松本第一高等学校・東京都市大学塩尻高等学校で構成〕では、中信地区の私立高校への助成と国・県への意見書送付を要請する運動に取り組んでおります。

私学は独自の建学の精神に基づき、生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げてまいりました。平成26年度より「就学支援金」制度が改正され、更に令和2年度からは就学支援金制度が大幅に拡充され、年収590万円未満の世帯では授業料無償化が実現しました。

しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところでもあります。また、終息を見せない新型コロナウイルスの感染拡大による経済の鈍化により保護者の学費負担は深刻な状況が続いております。

私学助成の主体をなす国・県からの補助金増額の前進はみられるものの、特色ある教育活動を求めて子どもたちが通う学校には、施設の整備・拡充をはじめとする教育環境の改善が求められており、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。このことは生徒減少期にあって一層強くなっており、私たち保護者を含む学校の自助努力だけでは対応しきれないのが現状であります。

安曇野市におかれましては、平成23年度より私立高校等運営費補助金として再び予算を計上していただき深く感謝申し上げます。

今年度は安曇野市から中信地区私学7校へ 509名の生徒さんをお預かりしています。それぞれ自分の夢の実現に向けて学習をはじめ、部活動、生徒会活動等に励んでおります。

貴市の財政状況も引き続き厳しいところとは存じますが、公教育の一翼を担う私学振興のために、さらにもう一層のご理解ご支援を賜りたく、下記のとおり陳情申し上げます。

敬白

記

- 1 私立高校への経常費補助金（生徒数分割）の継続を行って下さい。
- 2 国・県の関係者に対して、就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額、施設設備費の補助、授業料軽減補助の増額など、私学助成増額のための意見書をあげて下さい。

以上

意見書についての資料とお願い

中信地区私学助成推進協議会
会長 細田 理恵
事務局 東京都市大学塩尻高等学校
塩尻市広丘高出2081
TEL 0263-88-0104
FAX 0263-54-0490

1 「意見書」の見本

右ページをご参照下さい。国宛・県宛の各例

2 「意見書」の送付先

国宛

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣

県宛

長野県知事・長野県総務部長

3 「意見書」の内容についてのお願い

「国づくりは人づくり」の言葉のように教育の重要性は世界の共通認識となっています。公教育の一端を担う私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、社会の変化と時代の要請に応じて教育改革を推進し、魅力と特色ある学校づくりに努めています。

2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし年収590万円を超える世帯で家族構成により多子世帯では学費負担の深刻な状況が未だ続いており、多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。

また、長野県の公教育を支えてきた私立高校の経営は極めて厳しいものとなっています。さらに施設設備の整備の拡充等、教育環境の一層の改善が強く求められており、これらへの取り組みは自助努力だけでは対応しきれない状況にあります。

そこで、

- (1) 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額
- (2) 教育条件改善のための施設、設備費の補助
- (3) 保護者負担を軽減するために、授業料軽減補助の増額

以上の3点の項目をあげて戴きたく、よろしく願いいたします。

私立高校への公費助成に関する意見書（例） [国向け]

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度に「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

私立高校への公費助成に関する意見書（例） [県向け]

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度に「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円を超える世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

中信地区私学助成推進協議会について

設立趣意

中信地区の各市町村に私学助成を要請する活動は、学校経営者による松本市への陳情活動によって始まった。その後昭和52年より、中信地区私立高校5校の教職員で組織する『私学助成要求中信地区連絡会議』（昭和60年『中信地区私学助成をすすめる会』と改称）による各市町村への請願署名活動も行われるようになってきた。PTAは私学助成活動の重要性を理解し、学校経営者と教職員それぞれの活動に対し協力を行ってきた。

これらの活動の結果は、市町村により助成方法の違いはあるものの、全国でも例のない中信地区全ての市町村で何らかの私学助成制度が確立されるに至った。

しかし、当時の私学助成額は十分とはいえず、増額が望まれていたが補助金抑制の動きのなかで私学助成も伸び悩んでいた。更に1991(平成3)年から始まる生徒急減期に向け、より一層の私学助成充実が必要とされていた。

それまで学校経営者と教職員それぞれの立場で私学助成活動を進めてきたが、市町村議会や行政側から、学校経営者と教職員が別々に行っている私学助成活動を一本化してほしいという要望と、「中信地区私学7校関係者が一丸となつての活動こそが必要である」という考えに基づき、学校経営者と教職員がそれぞれPTAの協力をえて行ってきた活動を一本化し、より強力な私学助成活動にしていきたいと『中信地区私学助成推進協議会』を発足し現在に至っている。

会の目的

中信地区私立高校への私学助成の充実を要請する署名活動またはPR活動により、各市町村への請願陳情を行う。

組織の構成と運営

- 中信地区の私立高校理事者・管理者、保護者、教職員で構成する。
- 代表者会議を置き、活動内容・予算・決算等を決定し、監査結果の報告を受ける。
- 代表者会議は、各校3名(理事者・管理者、保護者、教職員代表)、事務局校は4名、計19名が当たる。
- 連絡会議を置き、代表者会議へ活動の提言をする。連絡会議は、各校の代表者1名以上で構成する。オブザーバーの参加も可能である。
- 事務局校を置き、各校輪番制とする。事務局は、記録・会計を含む事務処理を行う。
- 監事は、代表者会議構成員とは別の2名が当たる。会計及び活動内容を監査し、代表者会議へ報告する。

(1) 構成

会長	事務局校のPTA会長
副会長	次年度事務局校のPTA会長
〃	事務局校の校長
〃	事務局校の教職員
運営委員	会長・副会長校を除く5校のPTA会長
〃	副会長校を除く6校の校長
〃	事務局校・事務局次長校を除く5校の教職員
事務局長	事務局校の教職員
事務局次長	次年度事務局校の教職員
事務局	事務局校の教職員 (注)事務局の員数は事務局に任せる
監事	前年度事務局校の事務長
〃	〃 教職員

(2) 事務局校の輪番制

都市大塩尻(令和3年度)→信濃むつみ(令和4年度)→松本国際(令和5年度)
→松商学園(令和6年度)→松本秀峰(令和7年度)→エクセラン(令和8年度)
→松本第一(令和9年度)

活動内容

4月～6月	活動の準備
6月	PRチラシ作成
7月	陳情活動準備
7月～	各市町村への陳情活動
10月～2月	活動整理・「私学助成だより」発行

運営費用

各校の保護者より、年会費1人200円を徴収し、これを運営費にあてる。

令和3年度 中信地区私学助成推進協議会『役員体制』

会長	——	細田 理恵	(都市大塩尻) 事務局校の保護者(PTA)会長
副会長	——	川平 邦子	(信濃むつみ) 次年度事務局校のPTA会長
//	——	三浦 章	(都市大塩尻) 事務局校の校長
//	——	倉田 英明	(都市大塩尻) 事務局校の教職員
運営委員	——	矢彦沢 千穂	(松本国際) 会長・副会長校を除く5校のPTA会長
//	——	竹内 勉	(松商学園) //
//	——	原 浩志	(松本秀峰) //
//	——	宮川 賢久	(エクセラン) //
//	——	北山 由美	(松本第一) //
//	——	水野 好清	(信濃むつみ) 会長校を除く6校の校長
//	——	永原 経明	(松本国際) //
//	——	長野 雅弘	(松商学園) //
//	——	小宮山 淳	(松本秀峰) //
//	——	西沢 宏	(エクセラン) //
//	——	今井 秀幸	(松本第一) //
//	——	岩下 益夫	(松本国際) 事務局校・次長校を除く5校の教職員
//	——	成田 絵瑠	(松本国際) //
//	——	加納 美和子	(松本国際) //
//	——	高山 幸大	(松商学園) //
//	——	広瀬 隆	(松本秀峰) //
//	——	平松 侑	(松本秀峰) //
//	——	斉藤 達	(エクセラン) //
//	——	小柳 和隆	(エクセラン) //
//	——	藤原 諒	(松本第一) //
//	——	大澤 栄子	(松本第一) //
//	——	長岡 邦彦	(松本第一) //
事務局長	——	倉田 英明	(都市大塩尻) 事務局校の教職員
事務局次長	——	佐藤 祐一	(信濃むつみ) 次年度事務局校の教職員
//	——	由上 優太郎	(信濃むつみ) //
//	——	中村 明裕	(信濃むつみ) //
事務局	——	西村 雄介	(都市大塩尻) 事務局校の事務長
//	——	出澤 健二	(都市大塩尻) 事務局校の教職員
//	——	本道 沙也加	(都市大塩尻) //
//	——	和田口 丈樹	(都市大塩尻) //
//	——	岡田 佳子	(都市大塩尻) //
監事	——	西澤 いくみ	(松本第一) 前年度事務局校の事務長
//	——	藤原 諒	(松本第一) // 教職員

令和元年度 中信地区私学助成推進協議会 各校一覧

信濃むつみ高等学校 〒390-0832 松本市南松本 1-13-26
 TEL 0263-27-3700 FAX 0263-27-2870
 PTA会長 川平 邦子
 学校長 水野 好清
 担当教職員 佐藤 祐一 由上 優太郎 中村 明裕

松本国際高等学校 〒399-0036 松本市村井町南三丁目 6番 25号
 TEL 0263-88-0033 FAX 0263-88-0034
 PTA会長 矢彦沢 千穂
 学校長 永原 経明
 担当教職員 岩下 益夫 成田 絵瑠 加納 美和子

松商学園高等学校 〒390-8515 松本市県 3丁目 6番 1号
 TEL 0263-33-1210 FAX 0263-33-1213
 PTA会長 竹内 勉
 学校長 長野 雅弘
 担当教職員 高山 幸大

松本秀峰中等教育学校 〒390-8515 松本市埋橋 2-1-1
 TEL 0263-31-8311 FAX 0263-31-8333
 PTA会長 原 浩志
 学校長 小宮山 淳
 担当教職員 広瀬 隆 平松 侑

エクセラン高等学校 〒390-0221 松本市里山辺 4202
 TEL 0263-32-3701 FAX 0263-35-9080
 PTA会長 宮川 賢久
 学校長 西沢 宏
 担当教職員 斉藤 達 小柳 和隆

松本第一高等学校 〒390-0303 松本市浅間温泉 1-4-17
 TEL 0263-46-0555 FAX 0263-46-7270
 PTA会長 北山 由美
 学校長 今井 秀幸
 担当教職員 藤原 諒(監事) 西澤 いくみ(監事) 大澤 栄子 長岡 邦彦

東京都市大学塩尻高等学校 〒399-0703 塩尻市広丘高出 2081
 TEL 0263-88-0104 FAX 0263-54-0490
 PTA会長 細田 理恵
 学校長 三浦 章
 担当教職員 倉田 英明 出澤 健二 本道 沙也加 和田口 丈樹 岡田 佳子
 担当事務長 西村 雄介

令和3年度 私立高等学校運営費補助金一覧

補助金額	=	補助対象生徒数(A)	×	10,000円
------	---	------------	---	---------

※補助対象生徒: 令和3年5月1日現在で安曇野市に住所を有する生徒

No.	住所	学校名	校長名	生徒総数 (人)	補助対象生徒数(人)				補助金額(円) A × 10,000円	用途	備考	申請日	交付 決定日	支払日
					合計(A)	全日制	通信制	構成率						
1	〒390-8515 松本市県3丁目6番1号	学校法人 松商学園 松商学園高等学校	長野 雅弘	1,316	171	171	0	13.0%	1,710,000	教育研究に要する経常的経費として		6月17日	7月31日	11月24日
2	〒390-0303 松本市浅間温泉1丁目4番17号	学校法人 外語学園 松本第一高等学校	今井 秀幸	654	72	72	0	11.0%	720,000	教材費として		6月21日	7月31日	11月17日
3	〒399-0036 松本市村井町南3丁目6番25号	学校法人 理知の杜 松本国際高等学校	永原 経明	1,021	98	65	33	9.6%	980,000	教育研究経費として		6月21日	7月31日	11月24日
4	〒390-0221 松本市里山辺4202	学校法人 松本昭和学園 エクセラン高等学校	西沢 宏	322	27	27	0	8.4%	270,000	学校運営費として		6月21日	7月31日	11月24日
5	〒390-0832 松本市南松本1-13-26	学校法人 外語学園 信濃むつみ高等学校	水野 好清	428	67	67	0	15.7%	670,000	通信運搬費として		6月22日	7月31日	11月24日
6	〒399-0703 塩尻市広丘高出2081	学校法人 五島育英会 東京都市大学塩尻高等学校	三浦 章	854	48	48	0	5.6%	480,000	教材費として		6月21日	7月31日	11月24日
7	〒390-0813 松本市埋橋2丁目1番1号	学校法人 松商学園 松本秀峰中等教育学校	小宮山 淳	244	26	26	0	10.7%	260,000	学習環境設備の充実のため	※後期課程のみ 対象	6月17日	7月31日	11月17日
		計		4,839	509	476	33	10.5%	5,090,000					